

第2期盛岡市地域福祉計画 中間年度見直し

共に支え合い

誰もが安心して暮らせる

地域社会の実現

盛 岡 市

は じ め に

高齢化や単身世帯の増加，社会的孤立などの影響により，市民が暮らしていくうえでの課題は，様々な分野の課題が絡み合って「複雑化」し，また，個人や世帯において複数の分野にまたがる課題を抱えるなど「複合化」しています。例えば，高齢者の親と社会的に孤立している50代の子が同居することによる8050問題や介護と育児に同時に直面する世帯，ダブルケアの課題など解決が困難な課題が浮き彫りになっています。そのため，暮らしにおける人と人とのつながりを再構築することで，孤立することなくその人らしい生活を送ることができるような社会としていくことが求められています。

このような市民の暮らしの変化や社会構造の変化を踏まえ，市民が暮らしていくうえでの様々な地域課題と向き合いながらも，住み慣れた地域で自分らしく暮らしていけるよう，地域住民が支え合い，一人ひとりの暮らしと生きがい，地域をともにつくっていくことのできる「地域共生社会」の実現にむけた体制整備に対する期待が一層高まっています。

この度，本市では，第2期地域福祉計画の中間年度の令和元年度（2019年度）に，これまでの第2期地域福祉計画の取組の成果等を検証するとともに，社会福祉法（昭和26年法律第45号）の改正内容の反映，盛岡市社会福祉審議会からの意見聴取のほか，地域福祉計画アンケート調査等を踏まえて，盛岡市の将来を見据えた地域福祉の具体的な施策等の見直しを行いました。基本理念には，引き続き「共に支え合い，誰もが安心して暮らせる地域社会の実現」を掲げ，地域福祉関連施策の推進と仕組みづくりを通して，幅広い市民の主体的な参加と市民，事業者，行政の協働の下に，自助，共助，公助が相まって，誰もが心身ともに健やかで自分らしさを発揮しながら人がつながり，共に支え合い，いきいきとして安心して暮らすことができる地域社会である「地域共生社会」の実現を目指してまいります。

地域福祉の推進に当たっては，福祉関係者のみならず，市民や事業者等の多くの皆様の主体的な参加が重要となりますので，この計画の内容を御理解いただくことにより引き続き御協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに，計画の見直しに当たり，貴重な御意見や御提言をいただきました盛岡市社会福祉審議会委員，アンケート調査，パブリックコメントなどに御協力いただきました市民の皆様や事業者等の皆様，御指導いただきました関係機関，団体の皆様に厚くお礼を申し上げます。

令和2年3月

盛岡市長 谷 藤 裕 明

目 次

第1部 総論

第1章 計画の見直しについて

1 計画見直しの背景	1
2 計画の目的	2
3 計画の位置付け	2
4 計画の期間	2

第2章 地域福祉を取り巻く現状と課題

1 現状	4
2 地域福祉を取り巻く環境の変化	19
3 今後、重点的に取り組む必要がある課題等	24

第3章 地域福祉施策の推進の方向

1 基本理念（将来像）	28
2 基本方針	28
3 基本目標	29
4 重点的な取組事項	29
5 施策の体系	31

第2部 各論

第1章 支援を必要とする人が福祉サービスを受けられる仕組みづくり

1 地域トータルケアシステムの構築	32
2 福祉サービスの基盤整備	37
3 サービス利用を支援するシステムの構築	40
4 情報提供体制の整備	44

第2章 共に支え合うことができる地域環境づくり

1 協働による生活支援体制の整備	45
2 地域における福祉活動の推進	49
3 福祉ボランティア・福祉NPO活動の支援	51
4 生活環境の整備	53

第3章 地域福祉を担うひとづくり

1 人材の育成	54
2 福祉意識の醸成	57

第4章 計画の推進

1 市民，行政，関係機関，事業者，町内会・自治会等， ボランティア団体・NPOの協働による計画の推進	59
2 令和6年度までの重点的取組事項の主な事業の行程	62
3 盛岡市社会福祉協議会等との連携による計画の推進	63
4 計画の評価	63

資料編

1 市民アンケート調査結果	64
2 用語解説	71

第 1 部
総 論

第1章 計画の見直しについて

1 計画見直しの背景

市は、平成17年度（2005年度）から平成26年度（2014年度）までを計画期間とする10箇年の第1期地域福祉計画（基本理念「ふれあい、ささえあい、心を結ぶまちづくり」）を策定し、高齢者、障がい者、児童、健康に係る分野の計画と連携しながら地域福祉の推進に取り組んできました。

また、平成27年度（2015年度）から令和6年度（2025年度）までを計画期間とする10箇年の第2期地域福祉計画（基本理念「共に支え合い、誰もが安心して暮らせる地域社会の実現」）を策定し、分野横断的で包括的な支援体制の整備や民生委員・児童委員、ライフライン事業者等と協力することにより支援を必要とする人の積極的な把握に努めました。

近年、少子高齢や人口減少・働き方や価値観の多様化による単身世帯の増加、社会的孤立などの影響により、市民が暮らしていくうえでの課題は、様々な分野の課題が絡み合って「複雑化」し、また、個人や世帯において複数の分野にまたがる課題を抱えるなど「複合化」しています。例えば、高齢者の親と社会的に孤立している50代の子が同居することによる8050問題や介護と育児に同時に直面する世帯、ダブルケアの課題など解決が困難な課題が浮き彫りになっています。そのため、暮らしにおける人と人とのつながりを再構築することで、孤立することなくその人らしい生活を送ることができるような社会としていくことが求められています。

このような市民の暮らしの変化や社会構造の変化を踏まえ、市民が暮らしていくうえでの様々な課題と向き合いながらも、住み慣れた地域で自分らしく暮らしていけるよう、地域住民が支え合い、一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともにつくっていくことのできる「地域共生社会」の実現にむけた体制整備に対する期待が一層高まっています。

これらのことを踏まえながら、第2期地域福祉計画の中間年度の見直しを行うとともに、共に支え合う地域社会の形成をより一層推進するものです。

2 計画の目的

この計画は、地域福祉関連施策の推進と仕組みづくりを通して、幅広い市民の主体的な参加と市民、事業者、行政の協働の下に、自助、共助、公助が相まって、誰もが心身ともに健やかで自分らしさを発揮しながら人がつながり、共に支え合い、いきいきとして安心して暮らすことができる地域社会（共生社会）の実現を目的として策定するものです。

3 計画の位置付け

(1) 計画の位置付け

この計画は、平成27年度（2015年度）を初年度とする盛岡市総合計画の基本構想に基づくとともに、社会福祉法第107条（昭和26年法律第45号）に規定する市町村地域福祉計画として、及び保健福祉分野を推進するための総括的な計画としての性格を有するものです。

(2) 他の個別計画との関係

市においては、「盛岡市障がい者福祉計画」、「盛岡市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」、「子ども・子育て支援事業計画」、「もりおか健康21プラン」及び「自殺対策推進計画」など障がい者、高齢者、親子といった対象ごとの施策に関する個別計画があり、それぞれの分野固有の施策、達成目標などについては、各計画に基づいて推進します。

この地域福祉計画は、これらの計画に基づく施策を推進する上での共通する理念の計画とします。

また、盛岡市社会福祉協議会の「地域福祉活動計画」と連携しながらこの計画を推進します。

4 計画の期間

この計画は、平成27年度（2015年度）から令和6年度（2024年度）までの10箇年計画とし、中間年の令和元年度（2019年度）の見直しを基に令和2年度（2020年度）から令和6年度（2024年度）の計画を推進します。

第1部 総論 第1章 計画の見直しについて

(参考) 総合計画，地域福祉計画，保健福祉に関する個別計画，地域福祉活動計画の策定状況

計画	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31 R1	32 R2	33 R3	34 R4	35 R5	36 R6	37 R7
総合計画 基本構想	→										→										
地域福祉計画	→										→										
障がい者福祉計画	→										→										
	見直し										(第2期) 見直し										
障がい者福祉計画	→										→										
	障がい福祉実施計画 (第1期)										(第4期) (第5期)										
高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画	→										→										
	(第3期) (第4期) (第5期)										(第6期) (第7期)										
子ども・子育て支援事業計画	→										→										
次世代育成支援対策推進行動計画	(前期行動計画) (後期行動計画)										子ども・子育て支援事業計画 第2期子ども・子育て支援事業計画 (第2期次世代育成支援対策推進行動計画・後期行動計画)										
盛岡市子どもの未来応援プラン (盛岡市子どもの貧困対策実行計画)											(第1期) (第2期)										
もりおか健康21プラン	→										→										
	中間評価										(第2次) 中間評価										
自殺対策推進計画											→										
											中間評価										
盛岡市社会福祉協議会地域福祉活動計画	→										→										
	見直し										(第2次) 見直し										

第2章 地域福祉を取り巻く現状と課題

1 現状

(1) 人口構造

総務省統計局によりますと、我が国の人口は、平成20年（2008年）に人口減少社会「元年」となり、人口減少、少子高齢化が急速に進んでいます。また、令和元年版高齢社会白書によりますと、現在の傾向が続けば、令和47年（2065年）には人口が約8,800万人まで減少することが見込まれています。また、平成30年（2018年）10月1日現在で、人口に占める65歳以上の割合を示す高齢化率は28.1%ですが、令和47年（2065年）には、2.6人に1人が65歳以上（高齢化率38.4%）、4人に1人が75歳以上になると推計されています。

市の状況については、次のとおりです。

■ 人口及び世帯数の推移

平成7年（1995年）から平成27年（2015年）までの人口推移をみると、平成12年（2000年）をピークに減少に転じています。

（単位：人）

区分	平成7年 (1995年)	平成12年 (2000年)	平成17年 (2005年)	平成22年 (2010年)	平成27年 (2015年)
盛岡市	300,723	302,857	300,746	298,348	297,631
旧盛岡市	239,940	239,627	237,578	235,418	234,402
旧都南村	46,538	49,216	49,614	49,926	51,078
旧玉山村	14,245	14,014	13,554	13,004	12,151
岩手県	1,419,505	1,416,180	1,385,041	1,330,147	1,279,594
全国	125,570,246	126,925,843	127,767,994	128,057,352	127,094,745

（国勢調査）

■ 年齢3区分別推移

総人口の年齢3区分の割合をみると、昭和60年（1985年）までは年少人口の割合が20%以上、老年人口の割合は10%以下でしたが、平成12年（2000年）には老年人口の割合が年少人口の割合を上回り、少子高齢化が進行しています。

（単位：人）

区分	実数（人）			構成比（％）		
	年少人口	生産年齢人口	老年人口	年少人口	生産年齢人口	老年人口
	0～14歳	15～64歳	65歳～	0～14歳	15～64歳	65歳～
平成7年 (1995年)	52,092	209,262	39,341	17.3	69.6	13.1
平成12年 (2000年)	46,159	208,171	48,469	15.2	68.7	16.0
平成17年 (2005年)	41,928	199,632	56,177	14.1	67.0	18.9
平成22年 (2010年)	38,771	192,664	63,721	13.1	65.3	21.6
平成27年 (2015年)	36,828	182,979	73,729	12.5	65.3	21.6
【参考】 昭和60年				22.0	69.5	8.5

（国勢調査）

■ 人口の将来推計

平成26年（2014年）5月に推計をした将来人口は、次のとおりです。総数に占める65歳以上の高齢者の割合が高くなることが見込まれます。

（単位：人）

区分	平27年 (2015年)	平成32年 (2020年)	平成37年 (2025年)	平成42年 (2030年)	平成47年 (2035年)	平成52年 (2040年)
総数	297,047	290,455	281,820	271,739	260,458	247,898
男	140,381	136,755	132,236	127,083	121,377	115,157
女	156,666	153,700	149,584	144,656	139,081	132,741
15歳未満	37,182	33,532	29,944	27,113	25,120	23,339
15～64歳	185,613	176,092	167,437	157,827	147,173	133,874
65歳以上	74,252	80,831	84,439	86,799	88,165	90,685
高齢化率	25.0	27.8	30.0	31.9	33.8	36.6
（再掲）75歳以上	36,900	41,316	47,928	51,774	53,447	54,144

（平成26年5月 盛岡市の人口の推移と将来推計）

■ 世帯の家族類型

世帯の家族類型の割合をみると、単独世帯が顕著に増加していることが分かります。

区 分	一 般 世 帯 数(世帯)				構 成 比 (%)				増 加 率 (%)		
	平12年 (2000)	平17年 (2005)	平22年 (2010)	平27年 (2015)	平12 (2000)	平17 (2005)	平22 (2010)	平27 (2015)	平12 ～17	平17 ～22	平22 ～27
総 数	119,040	118,989	124,803	129,128	100.0	100.0	100.0	100.0	△0.0	4.9	3.5
親族世帯	77,300	77,759	77,688	78,155	64.9	65.3	62.2	60.5	0.6	△ 0.1	0.6
核家族世帯	62,861	63,615	64,422	66,640	52.8	53.5	51.6	51.6	1.2	1.3	3.4
夫婦のみ	20,019	21,196	22,334	24,336	16.8	17.8	17.9	18.8	5.9	5.4	9.0
夫婦と子供	33,610	32,214	30,971	30,823	28.2	27.1	24.8	23.9	△ 4.2	△ 3.9	△ 0.5
男親と子供	1,073	1,195	1,273	1,326	0.9	1.0	1.0	1.0	11.4	6.5	4.2
女親と子供	8,159	9,010	9,844	10,155	6.9	7.6	7.9	7.9	10.4	9.3	3.2
その他の親族世帯	14,439	14,144	13,266	11,515	12.1	11.9	10.6	8.9	△ 2.0	△ 6.2	△ 13.2
夫婦と親	2,142	2,270	2,331	2,232	1.8	1.9	1.9	1.7	6.0	2.7	△ 4.2
夫婦と子供、親	7,358	6,701	5,773	4,560	6.2	5.6	4.6	3.5	△ 8.9	△ 13.8	△ 21.0
その他	4,939	5,173	5,162	4,723	4.1	4.3	4.1	3.7	4.7	△ 0.2	△ 8.5
非親族世帯	578	812	1,252	1,042	0.5	0.7	1.0	0.8	40.5	54.2	△ 16.8
単独世帯	41,162	40,418	45,863	49,931	34.6	34.0	36.7	38.7	△ 1.8	13.5	8.9
(再掲) 母子世帯	1,717	1,969	2,039	2,128	1.4	1.7	1.6	1.6	14.7	3.6	4.4
父子世帯	173	180	173	188	0.1	0.2	0.1	0.1	4.0	△ 3.9	8.7
(再掲) 三世代同居	10,433	10,007	9,152	7,546	8.8	8.4	7.3	5.8	△ 4.1	△ 8.5	△ 17.5

区 分	一般世帯人員(人)				構 成 比 (%)				増 加 率 (%)		
	平12年 (2000)	平17年 (2005)	平22年 (2010)	平27 (2015)	平12 (2000)	平17 (2005)	平22 (2010)	平27 (2015)	平12 ～17	平17 ～22	平22 ～27
総 数	295,601	290,195	290,046	288,185	100.0	100.0	100.0	100.0	△ 1.8	△ 0.1	△ 0.6
親族世帯	253,268	248,145	241,158	235,702	85.7	85.5	83.1	81.8	△ 2.0	△ 2.8	△ 2.3
核家族世帯	185,906	183,657	182,245	186,305	62.9	63.3	62.8	64.6	△ 1.2	△ 0.8	2.2
夫婦のみ	40,091	42,423	44,668	48,672	13.6	14.6	15.4	16.9	5.8	5.3	9.0
夫婦と子供	123,473	116,809	111,358	110,882	41.8	40.3	38.4	28.5	△ 5.4	△ 4.7	△ 0.4
男親と子供	2,492	2,773	2,852	2,976	0.8	1.0	1.0	1.0	11.3	2.8	4.3
女親と子供	19,850	21,652	23,367	23,775	6.7	7.5	8.1	8.2	9.1	7.9	1.7
その他の親族世帯	67,362	64,488	58,913	49,397	22.8	22.2	20.3	17.1	△ 4.3	△ 8.6	△ 16.2
夫婦と親	6,966	7,376	7,544	7,215	2.4	2.5	2.6	2.5	5.9	2.3	△ 4.4
夫婦と子供、親	38,965	34,800	29,550	23,103	13.2	12.0	10.2	8.0	△ 10.7	△ 15.1	△ 21.8
その他	21,431	22,312	21,819	19,079	7.2	7.7	7.5	6.6	4.1	△ 2.2	△ 12.6
非親族世帯	1,171	1,632	3,025	2,552	0.4	0.6	1.0	0.9	39.4	85.4	△ 15.6
単独世帯	41,162	40,418	45,863	49,931	13.9	13.9	15.8	17.3	△ 1.8	13.5	8.9
(再掲) 母子世帯	4,406	5,040	5,216	5,366	1.5	1.7	1.8	1.9	14.4	3.5	2.9
父子世帯	455	468	424	466	0.2	0.2	0.1	0.2	2.9	△ 9.4	9.9
(再掲) 三世代同居	55,247	51,952	46,548	37,525	19	17.9	16.0	13.0	△ 6.0	△ 10.4	△ 19.4

※1 三世代同居は、平成12年調査からの新規集計項目

※2 平成22年から「親族世帯」は「親族のみの世帯」、「非親族世帯」は「非親族を含む世帯」に世帯類型が変更された。
(国勢調査)

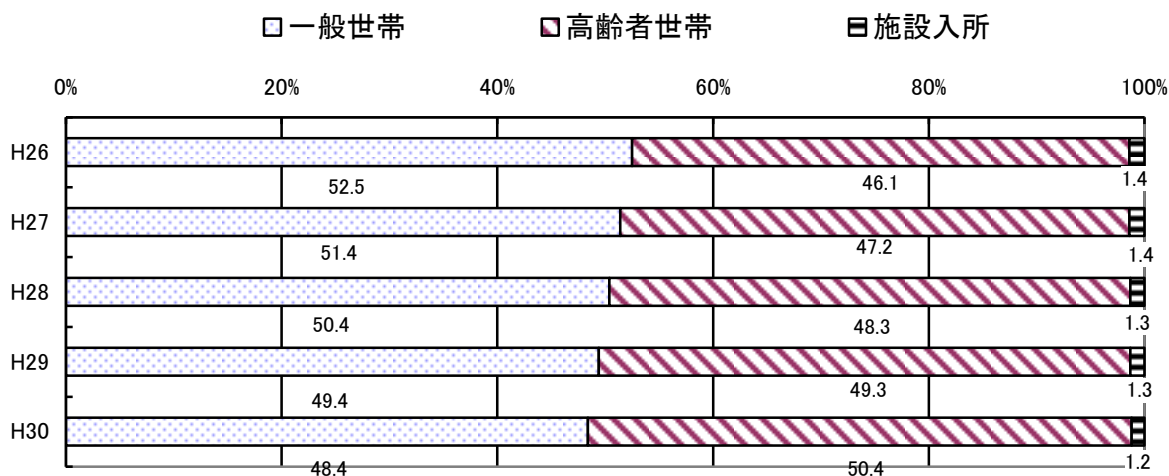
■ 高齢者世帯の世帯類型

65歳以上の者を含む世帯のうち、高齢者世帯（ひとり暮らし、高齢者夫婦、高齢者のみ）は、増加の一途となっておりますが、一方で施設入所は、減少傾向にあります。

区 分	平成 26 年 (2014 年)	平成 27 年 (2015 年)	平成 28 年 (2016 年)	平成 29 年 (2017 年)	平成 30 年 (2018 年)
一般世帯	36,756	37,051	37,258	37,248	37,063
高齢者世帯	32,243	34,060	35,752	37,170	38,564
ひとり暮らし	10,992	11,693	12,215	12,812	13,282
高齢者夫婦	18,082	18,796	19,460	19,878	20,508
高齢者のみ	3,169	3,625	4,077	4,480	4,774
施設入所	974	989	982	950	942
合 計	69,973	72,100	73,992	75,368	76,569

(単位：人)

一般世帯、高齢者世帯（ひとり暮らし、高齢者夫婦、高齢者のみ）及び施設入所者の割合の推移



(単位：%，高齢者名簿調査，地域福祉課)

65歳以上の世帯類型調査

65歳以上の者を含む高齢者世帯を対象として、世帯類型の調査を通じ、高齢者世帯の実態調査と災害時要援護者の把握等を目的に毎年6月に民生委員を調査員として、実施しています。

(2) 第1期地域福祉計画の取組の成果

第1期地域福祉計画期間中に重点的に取り組んだ成果は、次のとおりです。

■ 地域福祉活動計画のモデル地区の取組

地域福祉活動計画のモデル地区の取組として、米内地区では「ボランティア活動の推進」、太田地区では「地域活動計画の策定」、見前地区では「認知症への対応」をテーマに、福祉推進会が地域の福祉課題を解決するため実践活動を行いました。

取組によって住民の意識が向上し、地域での支え合いの有効性が確認されたところです。また、平成25年（2013年）の大雨災害の際には、実際に策定した地域活動計画に沿って円滑に避難支援活動が実施されました。

■ 高齢者サロン等の取組

地域住民による高齢者サロン等については、平成22年（2010年）3月末時点で54箇所で行われていたサロン数が、平成26年（2014年）3月末時点では169箇所まで増加しています。地域でのサロン活動の実践を通して、近隣どうしの支え合い助け合いの精神が育まれるという理解が各地域で進んでいます。

■ 災害時要援護者避難体制の構築

災害時要援護者避難支援としては、地域への災害時要援護者名簿の候補者に対する登録率及び登録者数は、平成20年（2008年）3月末現在の「42.9%、7,773人」から平成26年（2014年）3月末現在では「49.6%、12,543人」と増加傾向にあります。町内会・自治会への名簿の提供は、99.4%と高い割合になっています。

福祉避難所等の確保のための「災害時における避難支援に関する協定」については、平成22年6月、特別養護老人ホームとの協定を皮切りに、これまでに30団体40施設と協定を締結しました。平成23年（2011年）3月に発災した東日本大震災や平成26年4月の玉山区林野火災では、協定に基づいて「要援護者の避難支援」や「福祉避難所の開設」が行われました。

なお、地域において支援を必要とする人を把握するための取組（いわゆる見守り協定）は、これまでにライフライン事業者等の32団体等と協定が締結されています。

【総括】

各福祉分野における制度に基づいた福祉サービスの充実により、支援が必要な人にサービスが提供される仕組みが構築されつつあり、地域における支え合い活動を推進したことにより、地域におけるサロン活動や福祉マップの作成などの地域福祉活動に関する取組も進んでいます。

また、制度に基づいた福祉サービスと地域における見守りなどのインフォーマルな福祉サービスのコーディネートについては、第1期計画では明確に位置付けられていませんでしたが、少子高齢化の進行等により、福祉ニーズが増加し、また複雑化、多様化あるいは深刻化することが予想されることから、両者を有機的に結び付けるコーディネート機能が今まで以上に求められています。

(3) 第2期地域福祉計画の取組の成果

第2期地域福祉計画の初年度から5箇年に重点的に取り組んだ成果は、次のとおりです。

■ 多機関の協働による包括的支援体制構築モデル事業の取組

複合的な課題を抱える者に対する包括的な支援を行うため、地域の中核となる相談支援包括化推進員を配置して、多職種による包括的な支援体制の充実を図っています。また、地域福祉コーディネーターの配置や困りごとまるごと相談会の開催などにより、相談を受け止める体制の充実を図りました。

■ 生活困窮者支援推進のための「くらしの相談支援室」の開設

市役所内丸分庁舎に「くらしの相談支援室」を設置し、長期失業等、様々な生活困難のリスクに直面している生活困窮者に対し、日常生活での自立や社会的、経済的自立に向けた、個別的、包括的、継続的な支援を推進しました。

■ 地域力強化推進事業の取組

住民が身近な圏域において、主体的に地域課題を把握し、地域課題解決の担い手の養成を図るとともに課題解決に向けた取り組みとして、市内3地区で実施しています。みたけ地区、築川地区では、ボランティアによる新たな活動が実施され、また、杜陵地区では、マンションサミットが開催されるなど新たな交流の場が構築されました。

■ 地域福祉人材育成等事業の取組

高校生や大学生などの若者を対象に地域福祉課題に関わる実践的な連続する講座を実施することで、若者の愛郷心を育む場を創りながら、地域福祉活動の活性化と担い手の育成を推進しました。

【取組の成果のまとめ】

各福祉分野における制度に基づいた支援を多職種が連携することにより包括的に支援する体制が構築されつつあり、モデル地区においては、地域における課題解決力の強化を推進したことにより、地域福祉の人材の発見や新たな交流の場の構築など地域福祉活動に関する取組も進んでいます。

しかしながら、少子高齢の進行等により、福祉ニーズが増加し、また複雑化、多様化あるいは深刻化していることから、分野横断的、包括的な支援が今まで以上に求められています。

■ 評価項目での振り返り

【第1章：支援を必要とする人が確実にサービスを受けられる仕組みづくり】

「地域トータルケアシステムの構築」、「社会的孤立の防止」や「生活困窮者の支援の推進」においては、地域福祉コーディネーターの増加や、相談を受け止める体制の構築、ライフライン事業者等との協定件数増加により、社会的孤立の積極的な把握と支援に努めました。

一方、相談を受け止める体制の構築や事業者との連携が進んだものの、地域福祉計画アンケート調査においては、10年前と比較して福祉サービスの充実や質の向上が進んだと回答した人の割合は、前回調査より下回っており、引き続き市民への各事業の啓発や周知が必要です。

【第2章：共に支え合うことができる地域環境づくり】

「日常生活の支え合い体制整備」では、地域支え合いマップ作成数や地域におけるサロン設置数が増加傾向にあることから取組を継続します。

「災害時の支え合い体制整備」では、町内会長等への個人情報提供に同意した避難行動要支援者の割合や、個別計画に地域支援者を登録している避難行動要支援者の割合が、前回調査を下回っております。

名簿登録は、日常的な見守りにもつながることから、名簿の登録者数の増

加を引き続き推進します。

【第3章：地域福祉を担うひとづくり】

「人材の育成」では、認知症サポーター養成講座などの地域福祉活動の担い手の育成を目的とした研修会の参加者数が、関心の高まりとともに増加しています。また、ボランティア登録者数は、横ばいで推移しています。

一方、地域福祉アンケートでは、10年前と比較して地域福祉に関連する人材育成の取組が進んだと回答した人の割合は前回調査よりも下回っていることから、関係機関・団体と連携しながら、引き続き地域で福祉活動を推進できる人材育成を推進します。

【評価項目でのまとめ】

地域福祉アンケート調査結果では、「福祉サービスの充実について進んだと回答した人の割合」など多く項目が前回調査を下回っています。

一方、この5年間では、子ども未来ステーションやくらしの相談支援室など個別分野ごとの相談機関が整備されるとともに、多職種の連携による包括的な支援体制が整備され、横のつながりが生じるなど、福祉にかかる環境は整備されつつあります。今後は、これらの取組の啓発や周知を更に推進する必要があります。

第1章 支援を必要とする人が確実にサービスを受けられる仕組みづくり

1 地域トータルケアシステムの構築

(1) 分野横断的なケアマネジメントの充実・強化

地域福祉コーディネーターや生活支援コーディネーターは増加しています。

指 標 ^{※1※2}	開始値 ^{※5} (H25)	現状値 ^{※6} (H30)	目標値 ^{※5}	
			5年後 (R1)	10年後 (R6)
●業務統計「相談・支援機関等における地域福祉コーディネーター ^{※3} 数」(↑) ^{※4}	0人	3人	10人	8人
●業務統計「相談・支援機関等における生活支援コーディネーターの数 ^{※3} 数」(↑) ^{※5}	0人	8人	—	12人
○業務統計「民生委員・児童委員の関係機関との連絡調整回数」	17,778件	18,201件	—	—

※1 成果指標(●)は、計画の達成度を評価するための指標とします(以下同じ。)

※2 参考指標(○)は、計画の達成度の評価に当たり参考とする指標とし、目標値は設定しません(以下同じ。)

※3 当該計画策定以降、介護保険法に基づく生活支援体制整備事業における生活支援コーディネ

ネーターが配置されたことから指標を追加するとともに目標値を変更します。

※4 成果指標の各項目のカッコ内の矢印の向きは、目標値の方向性を示します(以下同じ)。

※5 開始値及び目標値は、年度表記とします。

※6 現状値は、平成30年度実績です。

(2) 社会的孤立の防止

協定を締結している法人数は増加しています。

指 標	開始値 (H25)	現状値 (H30)	目標値	
			5年後 (R1)	10年後 (R6)
●業務統計「地域において支援を必要とする者の把握に関する協定を締結している法人数」(↑)	32 団体	39 団体	36 団体	40 団体

(3) 生活困窮者支援の推進

生活保護受給世帯から自立した世帯の割合は、伸びたものの目標値には届いていません。

生活困窮者の自立支援相談の解決率は目標値を超えています。

指 標	開始値 (H25)	現状値 (H30)	目標値	
			5年後 (R1)	10年後 (R6)
●業務統計「生活保護受給世帯から自立した世帯の割合(死亡・移管・失踪等を除く)」(↑)	5.7%	5.9%	6.0%	6.0%
●業務統計「生活困窮者の自立支援相談の解決率」(→)	—	36.1%	30.0%	30.0%

2 福祉サービスの基盤整備

(1) サービスの充実と質の向上

地域福祉計画アンケート調査「10年前と比較した福祉サービスの充実」「10年前と比較した福祉サービスの質の向上」進んだと回答した人の割合は、いずれもH25の数値及び目標値に届いていません。

指 標	開始値 (H25)	現状値 (H30)	目標値	
			5年後 (R1)	10年後 (R6)
●地域福祉計画アンケート調査「10年前と比較した福祉サービスの充実」について進んだと回答した人の割合(↑)	27.9%	24.9%	33.0%	38.0%
●地域福祉計画アンケート調査「10年前と比較した福祉サービスの質の向上」について進んだと回答した人の割合(↑)	24.3%	21%	29.5%	34.5%

(2) 福祉に関連する事業の育成

地域福祉計画アンケート調査「10年前と比較した福祉に関連する事業の育成」について進んだと回答した人の割合は、いずれも数値及び目標値に届いていません。

指 標	開始値 (H25)	現状値 (H30)	目標値	
			5年後 (R1)	10年後 (R6)
●地域福祉計画アンケート調査「10年前と比較した福祉に関連する事業の育成」について進んだと回答した人の割合(↑)	19.1%	17.5%	24.0%	29.0%
○経済センサス「福祉分野の事業所数」 ※1	382事業所	573事業所	—	—

※1 開始値は平成24年、現状値は平成28年調査結果における小分類の児童福祉事業、老人福祉・介護事業、障害者福祉事業の民営事業所の合計

3 サービス利用を支援するシステムの構築

(1) 相談体制の充実

地域福祉計画アンケート調査「10年前と比較した福祉に関する相談体制の充実」について進んだと回答した人の割合は、目標値に届いていません。

指 標	開始値 (H25)	現状値 (H30)	目標値	
			5年後 (R1)	10年後 (R6)
●地域福祉計画アンケート調査「10年前と比較した福祉に関する相談体制の充実」について進んだと回答した人の割合(↑)	24.4%	21.1%	29.5%	34.5%
○業務統計「民生委員・児童委員への相談・支援件数」	18,663件	16,195件	—	—
○業務統計「地域包括支援センター、介護支援センター等への相談件数」	21,052件	18,439件	—	—

(2) 相談・苦情対応の推進

地域福祉計画アンケート調査「サービスの内容に不満や疑問を感じた場合のその対応についてサービスを受ける側なので、諦めた」と回答した人の割合は目標値を超えています。

指 標	開始値 (H25)	現状値 (H30)	目標値	
			5年後 (R1)	10年後 (R6)
●地域福祉計画アンケート調査「サービスの内容に不満や疑問を感じた場合のその対応についてサービスを受ける側なので、諦めた」と回答した人の割合(↓)	38.6%	31.9%	33.5%	28.5%

(3) 権利擁護事業の推進

地域福祉計画アンケート調査「10年前と比較した権利擁護事業の推進」について進んだと回答した人の割合、「日常生活自立支援事業の実利用者人数」はいずれも目標値に届いていません。

指 標	開始値 (H25)	現状値 (H30)	目標値	
			5年後 (R1)	10年後 (R6)
●地域福祉計画アンケート調査「10年前と比較した権利擁護事業の推進」について進んだと回答した人の割合(↑)	15.5%	14.5%	20.5%	25.5%
●業務統計「日常生活自立支援事業の実利用者人数」(↑)	169人	164人	195人	220人
○業務統計「成年後見制度に関する相談件数」※1	198件	532件	—	—
○業務統計「虐待に関する実相談件数」※2	262件	262件	—	—
○業務統計「消費者被害件数」※3	14件	12件	—	—

※1 長寿社会課調べによる集計値

※2 障がい者、児童、高齢者の虐待に関する相談件数（実件数）を集計

※3 盛岡東警察署調べによる盛岡市内におけるオレオレ詐欺、架空請求詐欺、融資保証金詐欺、ギャンブル必勝法詐欺、金融商品等取引詐欺の被害の合計件数

4 情報提供体制の整備

(1) 情報提供体制の整備

地域福祉計画アンケート「10年前と比較した情報提供体制の整備」が進んだと回答した人の割合は目標値に届いていません。

指 標	開始値 (H25)	現状値 (H30)	目標値	
			5年後 (R1)	10年後 (R6)
●地域福祉計画アンケート「10年前と比較した情報提供体制の整備」が進んだと回答した人の割合(↑)	22.6%	18.6%	27.5%	32.5%
○業務統計「盛岡市ホームページ ウェブもりおか（福祉・保健関係）への訪問者数」	699,846件	1,012,275件	—	—
○業務統計「盛岡市社会福祉協議会ホームページへのアクセス数」	27,111件	37,510件	—	—

第2章 共に支え合うことができる地域環境づくり

1 協働による生活支援体制の整備

(1) 日常生活の支え合い体制整備

「シルバーメイトのメイト数（見守る側）」は目標値にとっていないませんが、地域支え合いマップ作成数（累計）」と「地域におけるサロン設置数（累計）」は目標値を超えています。

指 標	開始値 (H25)	現状値 (H30)	目標値	
			5年後 (R1)	10年後 (R6)

●業務統計「シルバーメイトのメイト数（見守る側）」（↑）	986 人	917 人	1,100 人	1,200 人
●業務統計「地域支え合いマップ作成数（累計）」（↑）	170 箇所	211 箇所	200 箇所	230 箇所
●業務統計「地域におけるサロン設置数（累計）」（↑）	169 箇所	217 箇所	200 箇所	230 箇所
○業務統計「老人福祉センター，児童センター，地区活動センター等利用者数」	1,418,460 人	1,357,089 人	—	—

(2) 災害時の支え合い体制整備

「避難行動要支援者のうち，町内会長等への情報提供に同意した人の割合」「避難行動要支援者で個別計画を作成している者のうち，地域支援者を登録している者の割合」いずれも目標値に届いていません。

指 標	開始値 (H25)	現状値 (H30)	目標値	
			5年後 (R1)	10年後 (R6)
●業務統計「避難行動要支援者のうち，町内会長等への情報提供に同意した人の割合」（↑）	48.6%	38.5%	50.0%	52.0%
●業務統計「避難行動要支援者で個別計画を作成している者のうち，地域支援者を登録している者の割合」（↑）	50.9%	49.1%	55.0%	60.0%
●業務統計「自主防災隊の結成率」※1	78.5%	89.8%	90.0%	100.0%

※1 自主防災隊の結成率 = (自主防災組織に加入している世帯数) ÷ (市内世帯数) × 100

2 地域における福祉活動の推進

(1) 地域福祉活動への参加の促進

まちづくり評価アンケート「地域のコミュニティ活動に参加したことがあると回答した人の割合」は目標値に届いていません。

指 標	開始値 (H25)	現状値 (H30)	目標値	
			5年後 (R1)	10年後 (R6)
●まちづくり評価アンケート「地域のコミュニティ活動に参加したことがあると回答した人の割合」（↑）	46.5%	44.4%	51.5%	56.5%

(2) 世代間交流の促進

「世代間交流事業参加者数」は目標値に届いていません。「高齢者ふれあいの会参加者数」は目標値を超えています。

指 標	開始値 (H25)	現状値 (H30)	目標値	
			5年後 (R1)	10年後 (R6)
●業務統計「世代間交流事業参加者数」	7,011 人	5,695 人	7,500 人	8,000 人

(↑)				
●業務統計「高齢者ふれあいの会参加者数」(↑)	4,856 人	8,628 人	5,180 人	5,500 人

3 福祉ボランティア・福祉NPO活動の支援

(1) ボランティア・NPO活動の支援

「盛岡市社会福祉協議会に登録しているボランティア団体登録数」は目標値を超えています。

指 標	開始値 (H25)	現状値 (H30)	目標値	
			5年後 (R1)	10年後 (R6)
●業務統計「盛岡市社会福祉協議会に登録しているボランティア団体登録数」(↑)	131 団体	138 団体	135 団体	140 団体

(2) 企業の社会貢献活動の促進

「赤い羽根共同募金の法人募金」、まちづくり評価アンケート「地域のコミュニティ活動に参加したことがあると回答した人の割合（20～50歳代）」いずれも目標値に届いていません。

指 標	開始値 (H25)	現状値 (H30)	目標値	
			5年後 (R1)	10年後 (R6)
●業務統計「赤い羽根共同募金の法人募金」(↑)	4,192,346 円	4,082,186 円	4,600,000 円	5,000,000 円
●まちづくり評価アンケート「地域のコミュニティ活動に参加したことがあると回答した人の割合（20～50歳代）」(↑)	36.4%	35.9%	41.5%	46.4%

4 生活環境の整備

(1) ユニバーサルデザイン・バリアフリー等の推進

地域福祉計画アンケート「10年前と比較した生活環境の整備」が進んだと回答した人の割合は目標値に届いていません。

指 標	開始値 (H25)	現状値 (H30)	目標値	
			5年後 (R1)	10年後 (R6)
●地域福祉計画アンケート「10年前と比較した生活環境の整備」が進んだと回答した人の割合(↑)	37.8%	33.4%	43.0%	48.0%

第3章 地域福祉を担うひとづくり

1 人材の育成

(1) 地域福祉活動に関連する人材の育成

「地域福祉活動の担い手の育成を目的とした研修会の参加者数」は目標値を超えています。

地域福祉計画アンケート「10年前と比較した地域福祉に関連する人材の育成の取組」が進んだと回答した人の割合」は目標値に届いていません。

指 標	開始値 (H25)	現状値 (H30)	目標値	
			5年後 (R1)	10年後 (R6)
●業務統計「地域福祉活動の担い手の育成を目的とした研修会の参加者数」(↑)※1	1,505人	3,419人	1,600人	1,700人
●地域福祉計画アンケート「10年前と比較した地域福祉に関連する人材の育成の取組」が進んだと回答した人の割合」(↑)	15.3%	13.4%	20.5%	25.5%

※1 開始値は平成25年度の認知症サポーター養成講座の受講者数の実績。目標値には平成26年度以降に実施している地域福祉中核人材育成事業や市民後見に関する講座の参加者などを含めた設定になります。

(2) ボランティア・NPO活動に関する人材の育成

「盛岡市社会福祉協議会へのボランティア登録者数」は目標値に届いていません。「認知症サポーター養成講座修了者」は目標値を超えています。

指 標	開始値 (H25)	現状値 (H30)	目標値	
			5年後 (R1)	10年後 (R6)
●業務統計「盛岡市社会福祉協議会へのボランティア登録者数」(↑)	11,481人	11,132人	11,750人	12,000人
●業務統計「ボランティア養成研修事業等参加者数」(→)	145人	79人	150人	150人
○業務統計「認知症サポーター養成講座修了者」(延べ人数)	8,287人	21,120人	—	—

(3) 社会福祉事業に関連する人材の育成

「地域福祉コーディネーター養成講座修了者数」は目標値を超えています。

指 標	開始値 (H25)	現状値 (H30)	目標値	
			5年後 (R1)	10年後 (R6)
●業務統計「地域福祉コーディネーター養成講座修了者数」(↑)	19人	71人	30人	40人
○経済センサス「福祉分野の従事者数」※1	6,753人	9,306人	—	—

※1 開始値は平成24年、現状値は平成28年調査結果における小分類の児童福祉事業、老人福祉・介護事業、障害者福祉事業の民営事業所の合計

2 福祉意識の醸成

(1) 福祉教育の推進

地域福祉計画アンケート「10年前と比較した福祉教育の推進」が進んだと回答した人の割合、「小学生、中学生、高校生などを対象とした福祉教育に関する講座の受講者数」はいずれも目標値に届いていません。

指 標	開始値 (H25)	現状値 (H30)	目標値	
			5年後 (R1)	10年後 (R6)
●地域福祉計画アンケート「10年前と比較した福祉教育の推進」が進んだと回答した人の割合(↑)	18.4%	20.6%	24.0%	30.0%
●業務統計「小学生、中学生、高校生などを対象とした福祉教育に関する講座の受講者数」(↑) ^{※1}	119人	89人	130人	150人

※1 開始値は高校生ボランティアスクール参加者数、現状値は、高校生ボランティアスクール及び人材育成講座の高校生向け連続講座参加者数の合計

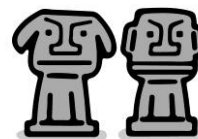
コラム

しゃかいてきほうせつ

社会的包摂（ソーシャルインクルージョン）と共生社会

「社会的包摂」とは、誰もが、住み慣れた地域で、年齢や性別にかかわらず、障がいのある人もない人も、お互いの個性や尊厳を認め合い、支え合いながら共に生活するという考え方で、問題を抱えた人が地域において孤立することにより、自ら声を上げにくい、あるいは周囲が気付きにくい状態になっていることなど、さまざまな事情により、結果的に社会から排除されている人について他者や社会とのつながりを回復し、社会の相互的な関係性に引き入れていこうとする概念です。

この計画では、社会的包摂の考えに基づいて形成される地域において、援護を必要とする人やその家族が、住み慣れた地域で通常の生活を続けることができるように、地域住民が自発的に援助を行う相互に結び付いた地域社会である福祉コミュニティを「共生社会」と定義しています。



2 地域福祉を取り巻く環境の変化

第2期の計画の見直しに当たっては、第2期策定以降の社会の変化に対応した法整備等により課題等の把握に努め、計画を見直しすることとします。次のとおり、法整備等の状況や課題等について整理しました。

(1) 直近の法整備等

関係法等	内 容
再犯の防止等の推進に関する法律（平成28年法律第104号）の制定	犯罪をした人の再犯率が増加傾向にある状況を踏まえ、再犯防止に取り組む国と地方公共団体の責務が規定された法律が新設されたことから、これに基づき平成30年度より、本市の再犯防止計画の策定に取り組むこととした。
社会福祉法（昭和26年法律第45号）の一部改正（平成29年）	法改正により、地域生活課題を多様な主体が協力して対応することを地域福祉の推進と規定し、行政や事業者や地域住民と連携して問題解決を図るための具体的内容を地域福祉計画に位置付ける必要が生じた。
子どもの貧困対策の推進に関する法律（平成25年法律第64号）の一部改正（令和元年）	法改正により、市町村に対し、貧困対策計画を策定する努力義務が課された。
児童福祉法（昭和22年法律第64号）の一部改正（令和元年）	法改正により、市町村は、子どもとその家庭及び妊産婦等を対象に、実情の把握、子ども等に関する相談全般から通所・在宅支援を中心としたより専門的な相談対応や必要な調査、訪問等による継続的なソーシャルワーク業務までを行う機能を担う拠点の整備に努めなければならないと規定された。
認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）（平成27年）	認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）をもとに、認知症施策推進関係閣僚会議において「認知症施策推進大綱」がまとめられ、認知症の発症を遅らせ、認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせる社会を目指し、認知症の人や家族の視点を重視しながら、「共生」と「予防」を車の両輪として施策を推進していくこととされた。
介護保険法（平成9年法律第123号）の一部改正（平成29年）	自立支援・重度化防止に向けて市町村が取り組む仕組みが制度化され、介護保険の各保険者が、高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の実施状況について、自己評価を行うこととされた。

関係法等	内 容
介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）の一部改正（令和元年）	高齢者の健康増進を図り、できる限り地域で過ごせる社会の実現のため、高齢者一人ひとりの状況に応じ、身体的、精神的及び社会的な特性を踏まえて、後期高齢者医療広域連合及び市町村が、後期高齢者保険保健事業や国民健康保険保健事業と介護予防事業の一体的な実施に努めることとされた。
成年後見制度の利用の促進に関する法律(平成 28 年法律第 29 号)の制定	法令の施行後、平成29年 3 月に、成年後見制度利用促進基本計画が閣議決定され、各市町村において、制度の利用促進を図るための中核機関の設置・運営、制度の利用促進に係る市町村計画の策定、制度の利用促進に係る基本的事項の調査・審議を行うための合議制機関の設置、が努力義務として規定された。
自殺対策基本法（平成 18 年法律第 85 号）の一部改正（平成 28 年）	法改正に伴い、すべての都道府県、市町村に自殺対策計画の策定が義務付けられたため、本市の現状を分析し、課題を明確にして平成30年12月に策定した。

(2) 社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）の一部改正について

地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 52 号）により、社会福祉法（昭和 26 年法律第 45）の一部が改正され、平成 30 年 4 月 1 日に施行したことや地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進についての通知等を踏まえ第 2 期の計画を見直すこととします。

■地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進について

制度・分野ごとの『縦割り』から「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく「地域共生社会」を実現していく必要があります。

また、「地域共生社会」を実現していくために「地域課題の解決力の強化」「地域を基盤とする包括的支援の強化」「地域丸ごとのつながりの強化」などが必要となりますが、国ではこれらの活動を実施するための支援の仕組みを段階的に整備し、2020 年度代初頭に全面展開を予定しています。

「地域共生社会」の実現に向けて（当面の改革工程）【概要】

「地域共生社会」とは

平成29年2月7日 厚生労働省「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部決定

- ◆制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会

改革の背景と方向性

公的支援の『縦割り』から『丸ごと』への転換

- 個人や世帯の抱える複合的課題などへの包括的な支援
- 人口減少に対応する、分野をまたがる総合的サービス提供の支援

『我が事』・『丸ごと』の地域づくりを育む仕組みへの転換

- 住民の主体的な支え合いを育み、暮らしに安心感と生きがいを生み出す
- 地域の資源を活かし、暮らしと地域社会に豊かさを生み出す

改革の骨格

地域課題の解決力の強化

- 住民相互の支え合い機能を強化、公的支援と協働して、地域課題の解決を試みる体制を整備【29年制度改正】
- 複合課題に対応する包括的相談支援体制の構築【29年制度改正】
- 地域福祉計画の充実【29年制度改正】

地域を基盤とする包括的支援の強化

- 地域包括ケアの理念の普遍化：高齢者だけでなく、生活上の困難を抱える方への包括的支援体制の構築
- 共生型サービスの創設【29年制度改正・30年報酬改定】
- 市町村の地域保健の推進機能の強化、保健福祉横断的な包括的支援のあり方の検討

「地域共生社会」の実現

- 多様な担い手の育成・参画、民間資金活用の推進、多様な就労・社会参加の場の整備
- 社会保障の枠を超え、地域資源（耕作放棄地、環境保全など）と丸ごとつながることで地域に「循環」を生み出す、先進的取組を支援

- 対人支援を行う専門資格に共通の基礎課程創設の検討
- 福祉系国家資格を持つ場合の保育士養成課程・試験科目の一部免除の検討

地域丸ごとのつながりの強化

専門人材の機能強化・最大活用

実現に向けた工程

- 平成29(2017)年：介護保険法・社会福祉法等の改正
- ◆市町村による包括的支援体制の制度化
 - ◆共生型サービスの創設 など

- 平成30(2018)年：
- ◆介護・障害報酬改定：共生型サービスの評価 など
 - ◆生活困窮者自立支援制度の強化

- 平成31(2019)年以降：
- ◆更なる制度見直し

2020年代初頭：
全面展開

【検討課題】

- ①地域課題の解決力強化のための体制の全国的な整備のための支援方策（制度のあり方を含む）
- ②保健福祉行政横断的な包括的支援のあり方
- ③共通基礎課程の創設 等

資料：厚生労働省

第二 市町村における包括的な支援体制の整備について（法第106条の3第1項関係）（P13～28）

- 1から3は、地域において必要となる機能・取組を示したものであり、同一の機能が担うこともあれば、別々の機能が担うこともあるなど、地域の実情に応じて様々な方法が考えられる。また、それぞれ「点」として個々に実施するのではなく、「面」として連携させて実施していくことが必要。
- 地域福祉計画の策定プロセスなども活用した、関係者の総意と創意工夫による市町村における包括的な支援体制の具体化・展開を期待。

住民に身近な 地域	1 「住民に身近な地域」において、地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決を試みることができ環境の整備に関する事項 (法第106条の3第1項第1号関係) ＜P13～22＞ 2 「住民に身近な地域」において、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備に関する事項 (法第106条の3第1項第2号関係) ＜P22～25＞ (※) 地域の実情に応じて異なると考えられ、地域で協議し、決めていく過程が必要	● 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援 ● 地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備 ● 地域住民等に対する研修の実施 ● 地域の課題を地域で解決していくための財源等（地域づくりに資する事業の一体的実施、共同募金によるテーマ型募金、クラウドファンディング、SIB、ふるさと納税、社会福祉法人による地域における公益的な取組、企業の社会貢献活動との協働等）
市町村	3 多機関の協働による包括的な相談支援体制の構築に関する事項 (法第106条の3第1項第3号関係) ＜P25～28＞	● 地域住民の相談を包括的に受け止める場の整備（担い手については、地域の実情に応じ、地域で協議） 例1：地域住民による相談窓口を設置し、社会福祉協議会のCSWが専門的観点からサポートする方法 例2：地域包括支援センターのランチを拠点とした相談窓口を設置するとともに、民生委員等と協働していく方法 例3：自治体等において各種の相談窓口を集約し、各専門職が地域担当として、チームで活動していく方法 例4：診療所や病院のソーシャルワーカーなどが退院調整等だけでなく、地域の様々な相談を受け止めていく方法 ● 地域住民の相談を包括的に受け止める場の周知（担い手、場所、役割等） ● 地域の関係者（民生委員・児童委員、保護司等）等との連携による地域生活課題の早期把握 ● 地域住民の相談を包括的に受け止める場のバックアップ体制の構築（3の支援体制と連携）
都道府県	4 市町村における包括的な支援体制の整備に対する都道府県の支援について ＜P28＞	● 複合的で複雑な課題等の解決のため、支援関係機関が支援チームを編成し、協働して支援 ● その際、協働の中核を担う機能が重要（担い手については、地域の実情に応じ、地域で協議） ＜展開の例＞ ・ 地域づくりや、働く場や参加する場の創出を意図した相談支援体制は、生活困窮者自立支援制度の自立相談支援機関が福祉以外の分野とつながりながら、中核を担う場合が多い。 ・ 個別支援を中心に展開する体制は、住民に身近な地域にある地域包括支援センターなどが地域住民と顔の見える関係をつくりながら中核を担う場合に見られる。 ・ 庁内外の連携体制の構築や情報共有の仕組みづくりは、自治体が組織体制の見直しを含めて体制整備に着手 ● 支援に関する協議及び検討の場（既存の場の拡充、新たな場の設置等） ● 支援を必要とする者の早期把握（2の体制や地域の関係者、関係機関との連携） ● 地域住民等との連携（公的制度による支援と地域住民・ボランティアとの協働）

資料：厚生労働省

コ ラ ム

コミュニティ・ソーシャルワークと地域福祉コーディネーター

現在の地域社会では、核家族化の進行や単身世帯の増加等による家族のあり方の変容や、近所付き合いの希薄化のほか、個人や世帯が抱える問題が社会経済の複雑化に伴い、複合化あるいは深刻化することで、容易に解決できない課題も見受けられます。このような中で、地域において生活上の課題を抱える個人や家族に対する支援として行われる個別支援(ケースワーク)だけでなく、それらの人々が暮らす生活環境の整備や住民の組織化等の地域支援をチームによって統合的に展開する実践活動である「コミュニティ・ソーシャルワーク」が注目されています。

具体的な取組としては、豊中市社会福祉協議会の事例のように専任の地域福祉コーディネーターが、従来の公的な福祉サービスのみでは解決が困難とされるいわゆる「ごみ屋敷」や「ひきこもり」などの問題に対し、地域福祉ネットワークを活かしたアプローチがあります。この計画では、このような専任の地域福祉コーディネーターはもとより、高齢者福祉、障がい者福祉、児童福祉の各分野の専門職が、コミュニティ・ソーシャルワークを推進することも視野に入れています。



3 今後、重点的に取り組む必要がある課題等

地域福祉の推進においては、地域を基盤とした重層的で包み込むような支援体制の整備をしながら、「共に支え合い、障がいのある人もない人も、年齢にかかわらず、人としての尊厳をもち、家族や地域の中で安心して自立して暮らせる地域社会」を目指し、取り組んでいく必要があります。重点的に取り組む課題を次のとおり取りまとめました。

■ 福祉ニーズの拡大と多様化・複雑化への対応

社会経済環境や人口構造の変化、家族のあり方の変容、特に高齢者の増加に伴い、福祉ニーズの拡大が進んでいるほか、生活困窮者や社会的孤立等の新たな課題もあり、福祉課題は、多様化、複合化する中で複雑化あるいは深刻化しています。これまでも、介護保険制度や既存制度の実施で対応してきたところですが、新しいニーズが顕在化してきたことから、国においては、社会福祉法や介護保険法の一部改正等があり、さらに包括的な支援の強化が求められています。

一方では、サロン活動や見守り活動といった地域住民による支え合い助け合いの精神によるインフォーマルなサービスについて期待する声もあります。

地域における民生委員・児童委員等や地域包括支援センターでの相談体制が整ってきています。相談状況をみると、民生委員・児童委員への相談件数は減少傾向で推移していますが、高齢者の相談の受け手となる地域包括支援センターや介護支援センターへの相談件数は増加傾向にあります。

生活困窮者や社会的孤立といった新たな課題については、表面化していないケースも多いと思われ、高齢者にのみならず、多様な相談についても対応できる分野横断的なケアマネジメントの充実・拡充を図り、相談支援体制を整備していく必要があります。

市においては、高齢者のみならず、障がい者や生活困窮者等も含めた地域トータルケアシステムの構築を進めながら、支援を必要とする人が適切かつ確実に公的福祉サービスを受けられるだけでなく、インフォーマルな福祉サービスにつながる仕組みづくりをコミュニティ・ソーシャルワークの視点で進める必要があります。

■ 支え合い体制への懸念

少子高齢化が急速に進む中、身近な地域課題の解決には、住民自らの参加と支え合いに期待が寄せられています。

しかし、地域においては、隣近所づきあいの希薄化と活動の担い手が不足しているという声があり、支え合い体制の維持について懸念が挙げられています。日常的な近隣との関係づくりや交流を目的としたイベント等の交流の場づくりの必要性を挙げる声も多くあります。

また、若い人に活動への参加をどう促すかという点に関しては、市内共通の課題となっています。現状のまま推移すれば、今はできている「地域の支え合い」、「地域が担っている機能の維持」等ができなくなることが危惧されています。

他市においては、地域福祉活動の中心として、地区社会福祉協議会（地区社協）があり地域福祉の課題解決に取り組んでいるところもありますが、本市においては、32の地区福祉推進会が地区社協のように、課題解決に向けて積極的に取り組んできた実績があります。今後においても、地区福祉推進会は、地域福祉の推進に欠かせないことから、引き続き活動を強化する支援を行っていく必要があります。

地域福祉人材育成等事業の取組で高校生を対象に地域福祉課題に関わる実践的な連続する講座を実施する中では、子育て支援・高齢者支援に対する提案もあり、高校生は時間や機会があれば地域社会に関わろうとする気持ちがあることが確認できました。

市では、団塊世代の地域活動への参加促進等社会資源の掘り起こしを通じて担い手を確保していくとともに、世代間交流事業等の開催により高校生等の若者に働きかけるなど、人材確保に向けた取組を進めていく必要があります。

■ 日常生活支援の課題

東日本大震災や大雨災害等を経験して、ボランティア意識が高まってきています。認知症サポーターの人数は平成25年度（2013年度）8,287人から平成30年度（2018年度）21,120人に増加しています。日常生活での課題として、高齢者等の除雪が困難な場合には、地域の支え合いとして、地域内のボランティアで行っている取組事例が見受けられました。

地域ケア会議等では、高齢化によって、除雪に限らず、買い物、通院、ゴミ捨てといった日常生活支援の体制構築が必要との声がありました。ボランティア活動を通じて地域の担い手につながることも含め、ボランティア活動を推進する必

があります。

市内には、老人福祉センター、児童センター、地区活動センター等が設置されていますが、これらの施設には、地区福祉推進会の事務局が置かれており、地域福祉を推進する上で重要な拠点となっています。また、今後も、見守りの対象となる高齢者の増加への対応や地域での子育てを推進するためには、活動の拠点整備が重要と考えられます。

また、身近な場所での居場所づくりに対する期待が寄せられています。地域における高齢者サロンへの理解が進み、平成25年度（2013年度）169箇所から平成30年度（2018年度）217箇所に増加しています。今後は、高齢者に限らず、子育て世帯を対象にしたサロンや誰もが気軽に参加できる身近な地域でのサロン活動等について、地域で取り組めるよう啓発普及や支援を行っていく必要があります。

地域で支え合う環境づくりを進める上で、集会施設や身近な居場所づくりが欠かせないことから、新しい集会施設整備に加えて、身近な場所にある集会施設の更新や地域に増えてきた空き家を新たな社会資源として活用できないか検討していく必要があります。

■ 災害時の体制整備

自主防災組織の結成率は、平成25年度（2013年度）78.5%から平成30年度（2018年度）89.8%へ、地域支え合いマップ（福祉マップ等）の作成数も平成25年度（2013年度）170箇所から平成30年度（2018年度）211箇所に増加しています。災害時要援護者名簿を提供するための「町内会・自治会と取扱いに関する協定」の締結率は、平成30年度（2018年度）には90.6%であり、多くの地域で見守りや災害時要援護者避難支援が取り組まれています。

一方、住民の中には、町内会・自治会等に入らない、活動に参加しない人たちも増える傾向がみられ、対策に苦慮していることや「個人情報の保護」が壁となり、民生委員・児童委員や町内会・自治会等の役員が地域住民の状況を把握しにくくなっている実態が指摘されており、災害時など緊急時に備えた支え合い体制の構築に課題が残されています。

地域全体による防災訓練や地域支え合いマップづくりなどの具体的な取組を通じて、互いに知り合う機会を増やす等の取組支援や、住民が地域の福祉活動へ参加するよう啓発活動等の取組を進める必要があります。

災害時要援護者の災害時支援関係者に対する情報提供の同意率は約39%です

が、情報提供に同意していない人は、「健康だから」とか、「近くに家族がいる」などの理由となっています。今後は、情報提供への同意がない人に対して、積極的に制度の趣旨の説明に努めるとともに、災害時において支え合い体制をとれるよう災害時要援護者名簿等の作成において配慮していく必要があります。

■ 人材の育成と福祉意識の醸成

共生社会の実現に向けて、福祉意識を醸成するため、生涯にわたり、各ライフステージで、福祉に対する理解や関心を深める機会をもちながら、福祉の主体的な参加を通じ、誰もが、住み慣れた地域で、年齢や性別にかかわらず、障がいのある人もない人も、互いの個性や尊厳を認め合い、支え合いながら共に生活するという考え方（ソーシャルインクルージョン）を学ぶ機会を設けることで、福祉意識の醸成を図ることが求められています。また、同時に、ソーシャルインクルージョンの視点をもって、実践活動が行われる必要があります。

高齢化の進行により、地域活動の担い手の減少や役員等の後継者不足など、地域における福祉活動を担う人材確保への対策が課題となりました。

生産年齢人口が減少する中にあるのは、社会経済を主となって支える現役世代に、仕事に加えて、地域活動にも参加を求めることはなかなか難しい状況にあります。

しかし、見守り等地域の支え合いについては、今後も期待されることであり、地域活動を担う人材育成を進めるとともに、企業には、地域活動への参加の必要性への理解を深め、ワーク・ライフ・バランスの確立を推進していくことで、地域活動を担う人材の円滑な世代交代を進める必要があります。

地域福祉推進のため、社会資源の活用を図りながら、地域課題に対応していく地域福祉コーディネーター（コミュニティ・ソーシャルワーカー、CSW）といった人材の確保も必要ですが、地域での福祉活動を推進するためには、市民講座や研修事業を通じ、広く福祉に関する意識をもった人材を育成することも必要と考えます。

福祉意識の醸成に当たっては、学校等で福祉を学ぶだけでなく、赤い羽根共同募金、青少年赤十字といった日頃から、福祉活動の体験やボランティア講座等を通じて、福祉を学ぶ機会づくりを促進する必要があります。今後も、地域内でのボランティア活動が持続できるように、ボランティア活動の啓発活動により担い手の確保に努める必要があります。

第3章 地域福祉施策の推進の方向

1 基本理念（将来像）

「共に支え合い、誰もが安心して暮らせる地域社会の実現」

障がいのある人もない人も、年齢にかかわらず、人としての尊厳をもち、家族や地域の中で安心して自立した生活ができる地域社会（共生社会）の実現を目指します。

この計画は、保健福祉分野の個別計画を推進する上での共通する理念の計画とするとともに、それぞれの分野固有の施策、達成目標等については、各計画に基づいて推進します。

この基本理念の実現に向けて、次に掲げる基本方針、基本目標、重点的な取組事項に基づく諸施策を推進します。

2 基本方針

市は、市民生活に必要不可欠な福祉サービスや直接提供することが望ましいと判断される福祉サービスなど、行政が提供すべき福祉サービスを、将来にわたり安定して供給する役割や「多様な主体の参画によるまちづくり」を後押しする仕組みや環境づくり、人材育成などに係る役割を担います。

また、地域福祉施策の推進と仕組みづくりなどを通して、幅広い市民の主体的な参加と市民、行政、関係機関、事業者、地縁団体、ボランティア団体・NPOの多様な主体のまちづくりへの参画を推進します。

これらのことを踏まえて、多様な主体の協働の下に、「自助・共助・公助」が相まって、若い世代や子育て世代が住みたい、住み続けたいと思うとともに、高齢者や障がい者が社会のさまざまな分野で活躍でき、心身ともに健やかで自分らしさを発揮しながら、人がつながり、互いに支え合い充実感をもって、いきいきと安心して暮らすことができる地域社会の実現を目指します。

3 基本目標

(1) 支援を必要とする人が確実に福祉サービスを受けられる仕組みづくり

支援を必要とする人が、適切かつ確実に福祉サービスを受けられるとともに、サービス利用者の権利が尊重され、必要なサービスが利用しやすい仕組みを構築します。

(2) 共に支え合うことができる地域環境づくり

一人一人が地域の一員として、共に支え合う意識をもち、住み慣れた地域で、誰もが地域の一員として尊重され、自立した生活を送ることができる地域環境の整備を推進します。

(3) 地域福祉を担うひとづくり

支援を必要とする人が適切なサービスを受けられるために、また、住み慣れた地域で、誰もが地域の一員として尊重され、自立した生活を送ることができるよう、お互いに支え合うことができる地域福祉を担うひとづくりを推進します。

4 重点的な取組事項

○地域トータルケアシステムの構築

高齢社会の進行や社会的孤立等地域福祉課題への対応としては、地域力の強化とそれを支える安定的なシステムが不可欠であり、誰もが住み慣れた地域で、尊厳をもって生きられるように、支援が必要な人に医療、介護、予防、住まい、生活支援サービス等が切れ目なく、有機的かつ一体的に提供される地域トータルケアシステムの整備を推進します。

○協働による生活支援の体制の整備

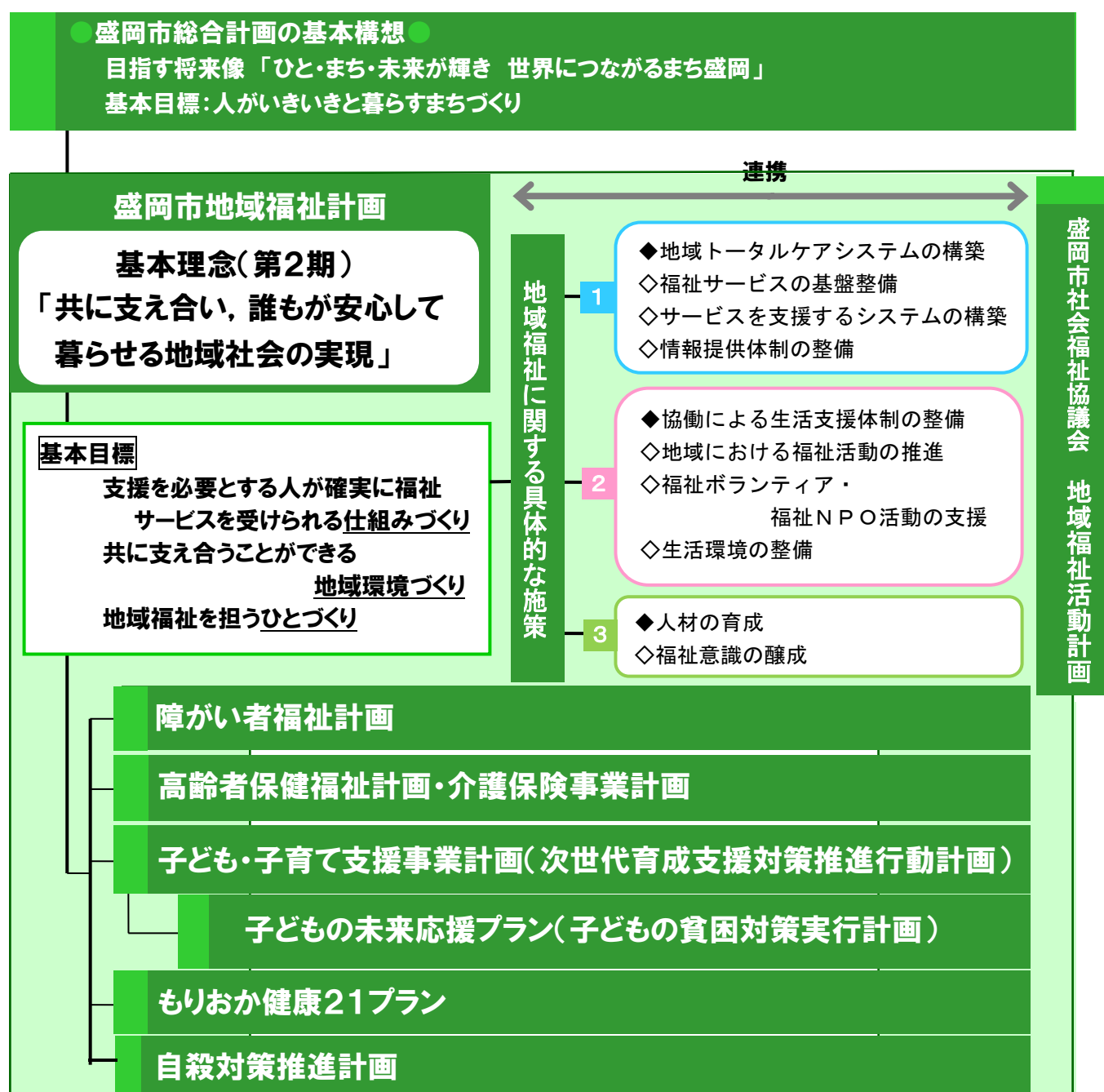
現在、32地区で活動が展開されている地区福祉推進会を中心に、地域住民との協働により、日常的な見守り活動や災害時の連携など地域の支え合い体制の整備を進め、地域福祉の増進を図ります。

また、日常生活支援をとらえたインフォーマルな福祉サービスやコミュニティビジネスなど新たな社会資源の開発を支援します。

○人材の育成

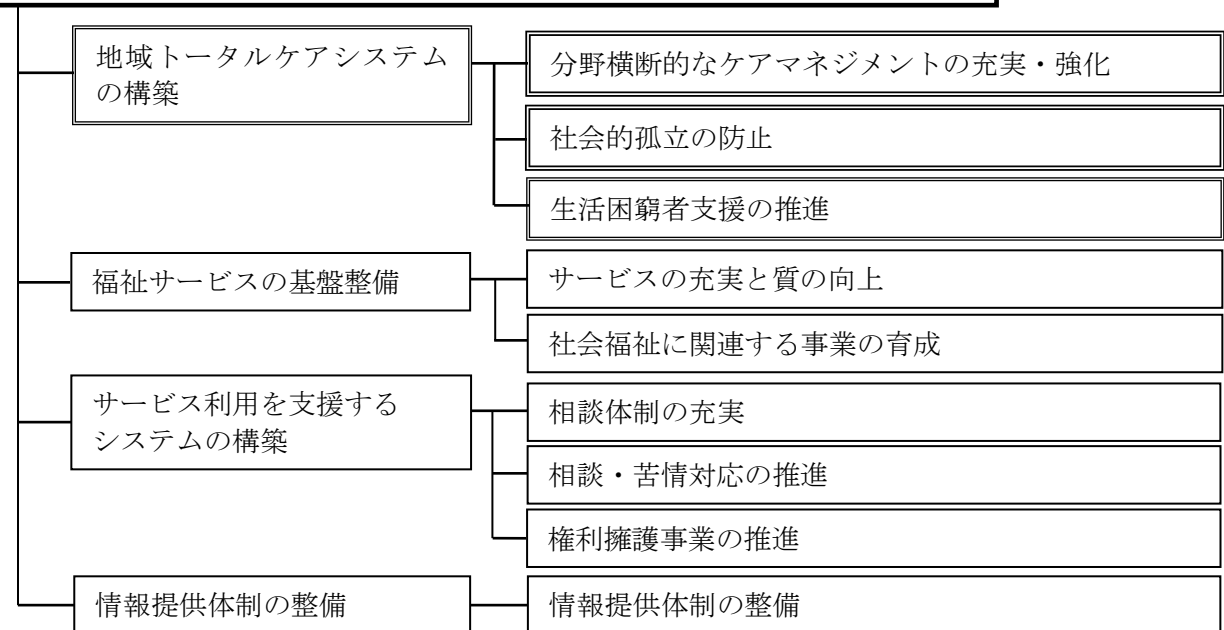
支援を必要とする人々が、適切なサービスが受けられるように地域福祉コーディネーター等の専門職の配置や地区福祉推進会、民生委員・児童委員のような地域福祉の推進役だけではなく、広く市民の福祉に関する意識を高め、地域福祉の担い手の育成を進めます。

(参考) 計画体系のイメージ

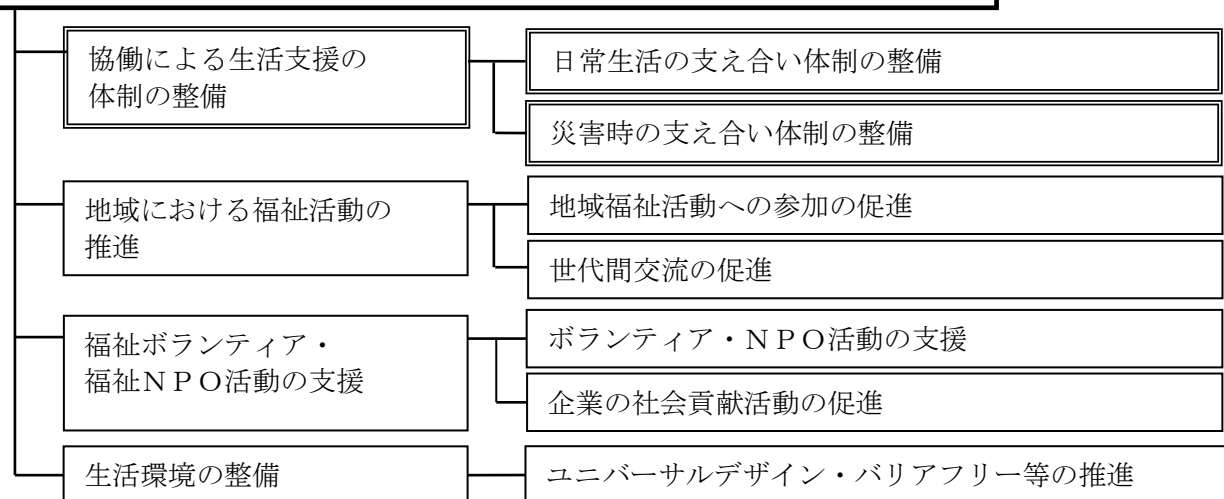


5 施策の体系

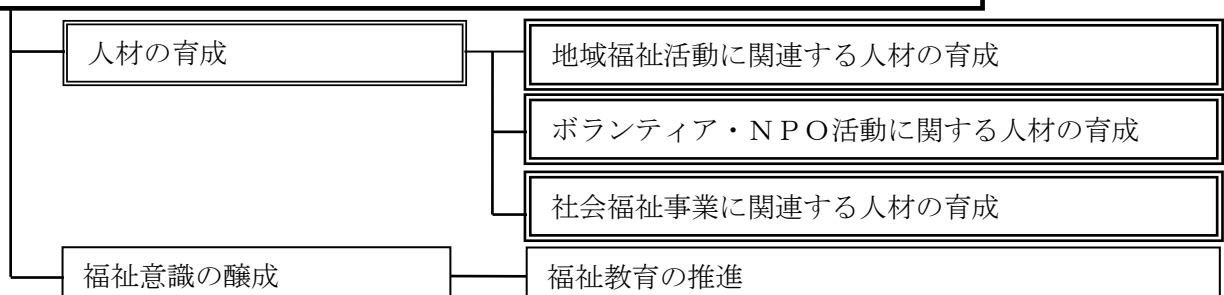
支援を必要とする人が確実に福祉サービスを受けられる仕組みづくり



共に支え合うことができる地域環境づくり



地域福祉を担うひとづくり



第 2 部
各 論

第1章 支援を必要とする人が確実に福祉サービスを受けられる仕組みづくり

1 地域トータルケアシステムの構築

(1) 分野横断的なケアマネジメントの充実・強化

現状

- ◇ 「盛岡市障がい者福祉計画」、「盛岡市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」、「盛岡市次世代育成支援対策推進行動計画」、「もりおか健康21プラン」及び「自殺対策推進計画」の各計画の推進により、支援を必要とする人が、適切かつ確実に福祉サービスを受けられるよう、ケアマネジメントの充実を図ってきました。
- ◇ 市内には、市が設置する障がい者相談支援事業所、地域包括支援センター、介護支援センター、子ども未来ステーションとして子ども家庭総合支援センターや子育て世代包括支援センター、くらしの相談支援室、保健所などの各相談・支援機関のほか、県などが設置する県福祉総合相談センター、県精神保健福祉センター、盛岡広域圏障害者地域生活支援センター、県地域生活定着支援センターなどがあり、個別分野ごとの相談支援体制は充実しています。
- ◇ 地域福祉計画アンケート（個人）によれば、かかりつけ医、福祉サービス業者に相談したいというニーズが高まっています。
- ◇ 地域福祉計画アンケート（団体）によれば、地域で安心して暮らすことができる地域づくりに必要なこととして、「町内会や他団体、関係機関と連携して、活動の輪を広げる」と回答した団体の割合は、高い傾向にあります。
- ◇ 地域福祉コーディネーターや生活支援コーディネーターの増加により、相談を受け止める体制整備の充実を図っています。

課題

- ◆ 個人や世帯が抱える生活課題は、居住、就労、生活困窮、社会的孤立など多様化・複合化あるいは深刻化しており、また、既存の制度に明確に位置付けられていないが、何らかの支援が必要である、いわゆる「制度の狭間の課題」など個別分野の相談支援センターだけでは対応が難しいケースが増加しています。
- ◆ 高齢者が住み慣れた地域で自立した生活を営めるよう、医療や介護、介護予防、住まい、生活支援サービスが切れ目なく提供される「地域包括ケアシステム」の構築が求められています。
- ◆ 相談相手としてニーズが高い、かかりつけ医、福祉サービス業者、市役所のほか、町内会・自治会、民生委員・児童委員、関係団体・機関との連携がより重要になっています。
- ◆ 生活困窮者の自立支援や子どもの貧困対策においても、総合的なケアマネジメントが求められています。
- ◆ 自殺対策として、状態が深刻化する前の早期発見のための地域づくりや関係機関との連携が求められています。

- ◆ 保健医療、福祉等の支援を必要とする犯罪をした者等への社会復帰支援が求められています。

施策の方向

- ◎ 個別分野ごとに設置されている主に高齢者を対象とした地域包括支援センターや介護支援センター、主に障がい者を対象とした基幹相談支援センターや相談支援事業所、主に子どもや子育て世帯などを対象とした子育て世代包括支援センター、地域子育て支援センターやつどいの広場、生活困窮者の相談窓口となるくらしの相談支援室などの各相談・支援機関の連携や地域福祉コーディネーターや生活支援コーディネーターの設置などにより、関係機関等が有機的に結びつくよう、分野横断的なケアマネジメントの充実・強化を推進します。
- ◎ 住居に課題を抱える者、就労に課題を抱える者、制度の狭間の課題を抱える者、自殺対策及び犯罪をした者等への社会復帰支援などに対しても関係機関及び関係課が有機的に結びつくよう、分野横断的なケアマネジメントの充実・強化の推進に取り組みます。
- ◎ 地域における市民の多様なニーズに対応するため、保健・医療・福祉などの多職種間連携のほか、民生委員・児童委員、ボランティア団体・NPO、市民等の連携により、分野横断的なケアマネジメントを推進します。
- ◎ 分野横断的なケアマネジメントの実効性を確保するため、職員の資質向上や関係課、関係機関との連携の強化により総合的な福祉行政に取り組みます。
- ◎ 多機関の協働による包括的支援体制構築モデル事業により、地域の中核となる相談支援包括化推進員を配置し、多職種による包括的な支援体制を構築します。困りごとまるごと相談会の開催などにより、身近な圏域において相談を受け止める体制の充実に取り組みます。

成果指標・参考指標※1、2の進捗状況

指 標※1※2	開始値※5 (H25)	現状値※6 (H30)	目標値※5	
			5年後 (R1)	10年後 (R6)
●業務統計「相談・支援機関等における地域福祉コーディネーター※3数」(↑)※4	0人	3人	10人	8人
●業務統計「相談・支援機関等における生活支援コーディネーターの※3数」(↑)※5	0人	8人	—	12人
○業務統計「民生委員・児童委員の関係機関との連絡調整回数」	17,778件	18,201件	—	—

※1 成果指標(●)は、計画の達成度を評価するための指標とします(以下同じ。)

※2 参考指標(○)は、計画の達成度の評価に当たり参考とする指標とし、目標値は設定しません(以下同じ。)

※3 当該計画策定以降、介護保険法に基づく生活支援体制整備事業における生活支援コーディネ

ーターが配置されたことから指標を追加するとともに目標値を変更します。

※4 成果指標の各項目のカッコ内の矢印の向きは、目標値の方向性を示します（以下同じ。）。

※5 開始値及び目標値は、年度表記とします。

※6 現状値は、平成30年度実績です。

(2) 社会的孤立の防止

現状

- ◇ 平成24年（2012年）には、厚生労働省からも孤立等により地域において支援を必要とする人の把握及び適切な支援が図られるような取組が求められています。
- ◇ 平成24年（2012年）に閣議決定された高齢者対策大綱によれば、とりわけひとり暮らしの高齢者については、地域での孤立が顕著であることから、見守り等を通じた絆づくりの重要性が指摘されています。
- ◇ 平成24年（2012年）には、厚生労働省は、電気、水道、ガスのほか、不動産などの関係機関に対し、地域において見守りを必要とする人に対する支援に関する協力を呼びかけており、市では、平成24年（2012年）からライフライン事業者等と連携した見守り等を通して、支援を必要とする人を適切に把握しながら、社会的孤立の防止に努めています。
- ◇ 地域において支援を必要とする者の把握に関する協定を締結している法人数は、増加しており、様々な事業者と連携し支援を必要とする人の積極的な把握に努めています。

課題

- ◆ 民生委員との懇談会や地域ネットワーク会議において、近年、ひきこもりの状態にある人や職を失った中高年の単身者、生活困難を抱えるひとり暮らしの高齢者やひとり親世帯の親子などが、福祉的支援を必要とする状況になっていても、地域や関係機関から把握されずにいる「社会的孤立」の問題が取り上げられています。
- ◆ 社会的孤立の状態にある多くの人は、自ら積極的に社会と関わりをもたない、地域住民等との関わりを拒絶しているなど、把握が難しい状況にあります。

施策の方向

- ◎ ライフライン事業者等や民生委員・児童委員、相談・支援センター、福祉事業所など関係機関との連携を強化し、社会的孤立の状態にある人やその世帯に関する情報収集を行いながら、支援を必要とする人の積極的な把握により、社会的孤立の防止に努めます。

成果指標・参考指標の進捗状況

指 標	開始値 (H25)	現状値 (H30)	目標値	
			5年後 (R1)	10年後 (R6)
●業務統計「地域において支援を必要とする者の把握に関する協定を締結している法人数」(↑)	32 団体	39 団体	36 団体	40 団体

(3) 生活困窮者支援の推進

現状

- ◇ 生活保護世帯は、平成30年度末（2018年度末）で約3,777世帯と高止まりとなっています。
- ◇ 生活保護受給者や生活困窮に至るリスクの高い層の増加を踏まえ、生活保護法（昭和25年法律第144号）の改正や生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るために新たな制度として、生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）が制定されています。
- ◇ 子どもの貧困対策を総合的に推進する子どもの貧困対策の取組に関する法律が制定されています。

課題

- ◆ まちづくり評価アンケートでみると、保健福祉分野の満足度に関する調査項目において、全般的に満足度が上昇傾向であるのに対し、「生活保護や医療給付など生活の自立を支援する取組」に関する満足度のみが横ばいで推移しており、生活の自立を支援する取組について、適切な制度運営に努める必要があります。
- ◆ 生活困窮者自立支援法の趣旨に基づき、その取組を推進するための体制を整備し、支援メニューを充実させていく必要があります。
- ◆ 子どもの貧困対策の取組に関する法律では、生まれ育った環境で子どもの将来が左右されないよう、ひとり親家庭の支援、教育支援などを通じて、貧困の連鎖を防止するように求められています。

施策の方向

- ◎ 生活保護法や生活困窮者自立支援法など、法の趣旨に基づき、生活保護受給者や生活困窮者一人一人やその世帯の状況に応じた自立・就労支援をハローワークなど関係機関と連携し推進します。
- ◎ 学習支援や居場所づくりなど、貧困の状態にある子どもが健やかに育成される環境整備等を推進します。

成果指標・参考指標の進捗状況

指 標	開始値 (H25)	現状値 (H30)	目標値	
			5年後 (R1)	10年後 (R6)
●業務統計「生活保護受給世帯から自立した世帯の割合（死亡・移管・失踪等を除く）」（↑）	5.7%	5.9%	6.0%	6.0%
●業務統計「生活困窮者の自立支援相談の解決率」（→）	—	36.1%	30.0%	30.0%

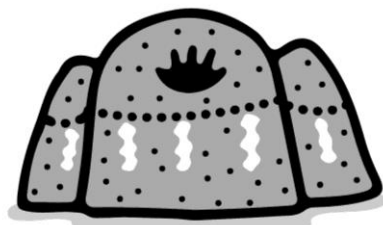
コ ラ ム

地域トータルケアシステムと地域包括ケアシステム

この計画の重点的な取組事項の1つである地域トータルケアシステムと同じような意味をもつ地域包括ケアシステムがあります。

地域包括ケアシステムは、近年の介護保険法の改正などにより注目されている仕組みの1つで主に高齢者を対象としたものです。具体的には、高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的の下で、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう地域の包括的な支援・サービスを提供する体制です。

このような考え方は、高齢者に限定されるものではなく、障がいの有無や年齢にかかわらず、人としての尊厳をもち、家族や地域の中で安心して自立した生活ができる地域社会を実現することが求められています。この計画では、このような仕組みについて、介護保険における地域包括ケアシステムと区別するために、「地域トータルケアシステム」という表現を用いています。



2 福祉サービスの基盤整備

(1) サービスの充実と質の向上

現状

- ◇ 「盛岡市障がい者福祉計画」、「盛岡市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」、「盛岡市次世代育成支援対策推進行動計画」、「もりおか健康21プラン」及び「盛岡市自殺対策推進計画」の各計画により、支援を必要とする人が、適切かつ確実に福祉サービスを受けられるよう、サービスの基盤整備を行ってきました。
- ◇ まちづくり評価アンケートでみると、保健福祉分野の満足度に関する調査項目において、「障がい者が安心して暮らすことができるまちづくりや障がい福祉サービスの利用しやすさ」は横ばいで推移しており、それ以外の取組は満足していると回答した人の割合は増加傾向にあります。
- ◇ 地域福祉計画アンケート調査「10年前と比較した福祉サービスの充実」について進んだと回答した人の割合や「10年前と比較した福祉サービスの質の向上」について進んだと回答した人の割合は、前回調査より下回っており、福祉サービスの充実や質の向上は実感として低くなっています。

課題

- ◆ 少子高齢化の進行により量的にも増加する福祉ニーズや、多様化・複雑化あるいは深刻化する福祉課題に対応するため、引き続き福祉サービス基盤の充実と質の向上を図るとともに、インフォーマルな福祉サービスについても、同様の取組を推進する必要があります。
- ◆ 地域福祉計画アンケート調査では、福祉サービスの充実や質の向上は実感として低くなっていることから、福祉サービスを提供する事業者等が多様化する利用者の個別ニーズに対応できるよう、運営体制の強化や職員の資質の向上に努める必要があります。
- ◆ 社会福祉法人の在り方等に関する検討会で提言されているように、事業者の提供するサービスの質を当事者（事業者及び利用者）以外の公正・中立な第三者機関が専門的かつ客観的な立場から評価することが求められています。
- ◆ 共生型サービス等の分野横断的な福祉サービス等の展開のために、多機能型のサービスの提供や高齢者と障がい者が同一の事業所でサービスを利用しやすくなる共生型サービスが求められています。

施策の方向

- ◎ 各計画等の目標に応じたサービス基盤の整備を図るために、事業者や各種団体などのサービス提供者の育成支援、支援機関の連携推進及び制度の周知に努めることにより、サービスの充実と質の向上に取り組みます。
- ◎ 社会福祉事業者向けの研修の周知などを通じて、福祉サービスを提供する事業者等の経営体制の強化、社会福祉法等に基づく社会福祉法人や社会福祉施設等の指導等、福祉サービス第三者評価の普及推進など、福祉サービスの質の向上に取り組みます。
- ◎ 多機能型のサービスや高齢者と障がい者が同一の事業所でサービスを利用しやすくな

る共生型サービスを提供しようとする事業所等への助言等により、サービスの充実と質の向上に取り組みます。

- ◎ 福祉サービスに関するインターネットによる情報提供の充実を図りながら、市民に分かりやすい広報活動を推進します。

成果指標・参考指標の進捗状況

指 標	開始値 (H25)	現状値 (H30)	目標値	
			5年後 (R1)	10年後 (R6)
●地域福祉計画アンケート調査「10年前と比較した福祉サービスの充実」について進んだと回答した人の割合(↑)	27.9%	24.9%	33.0%	38.0%
●地域福祉計画アンケート調査「10年前と比較した福祉サービスの質の向上」について進んだと回答した人の割合(↑)	24.3%	21%	29.5%	34.5%

(2) 社会福祉に関連する事業の育成

現状

- ◇ 業務統計によれば、福祉サービスを担う事業所数は、増加傾向にあります。
- ◇ 地域福祉計画アンケート(団体)によれば、地域で安心して暮らすことができる地域づくりに必要なこととして、「町内会や他団体、関係機関と連携して、活動の場を広げる」と回答した団体の割合は56.9%と、高い傾向にあります。
- ◇ 地域福祉計画アンケート調査「10年前と比較した福祉に関連する事業の育成」について進んだと回答した人の割合は、前回調査を下回っており、福祉に関連する事業の育成についての実感は、低くなっています。事業者やNPOなど幅広い事業主体の福祉関連事業への参加の促進に努める必要があります。

課題

- ◆ 福祉ニーズは、量的に増加するだけでなく、多様化・複雑化あるいは深刻化しており、市民の福祉ニーズに合った多様なサービスを提供するため、行政や民間事業者だけでなく、NPOなど多様な主体が事業に参画されることが期待されています。
- ◆ 業務統計によれば、NPOとの協働事業数は横ばいとなっていますが、共通の目的に対して、個別の活動で取り組むより、多様な主体による協働の推進により取り組んだ方が、高い成果を期待できます。
- ◆ 公的な福祉サービスだけでなく、インフォーマルな福祉サービスとして、買い物支援などの日常生活支援に関する新しい事業の創出が求められています。
- ◆ 社会福祉法人による「地域における公益的な取組」の推進が求められています。

施策の方向

- ◎ 事業者やNPOなど幅広い事業主体の福祉関連事業への参加を促進します。
- ◎ 地域福祉をキーワードとした協働の事業を促進しながら、日常生活支援をとらえたインフォーマルな福祉サービスやコミュニティビジネスの育成に取り組みます。
- ◎ 社会福祉法人が円滑に地域ニーズを把握し、地域において、社会福祉法人の公益的な取り組みが行われるよう環境整備に努めます。

成果指標・参考指標の進捗状況

指 標	現状値 (H25)	中間見直 値(H30)	目標値	
			5年後 (R1)	10年後 (R6)
●地域福祉計画アンケート調査「10年前と比較した福祉に関連する事業の育成」について進んだと回答した人の割合(↑)	19.1%	17.5%	24.0%	29.0%
○経済センサス「福祉分野の事業所数」 ※1	382 事業 所	573 事業 所	—	—

※1 現状値は平成24年、中間見直値は平成28年調査結果における小分類の児童福祉事業、老人福祉・介護事業、障害者福祉事業の民営事業所の合計

3 サービス利用を支援するシステムの構築

(1) 相談体制の充実

現状

- ◇ 地域包括支援センターや地域子育て支援センターなど個別分野ごとの専門的な相談支援体制は、充実しています。
- ◇ 平成25年度(2005年度)544人であった民生委員・児童委員の定数を令和元年度(2019年度)までに595人まで増員したことで、地域における相談支援体制の充実を図ってきました。
- ◇ 地域包括支援センターなどが中心となって開催される地域ネットワーク会議やケア会議などにより、相談支援体制を推進してきました。
- ◇ 地域福祉計画アンケート(個人)によれば、身近な相談相手としては、家族、知人・友人、かかりつけの医師と回答した人の割合が高くなっているほか、福祉サービス事業者と回答した人の割合が増加傾向にあります。

課題

- ◆ いつでも、誰でも気軽に相談できる相談窓口が身近なところにあることにより、多くの問題の把握が可能となり、課題解決の機会が増えることから、それぞれの地域において相談体制を整えることが求められています。
- ◆ 地域トータルケアの推進に当たり、地域で把握されたニーズに対して、専門的に対応できる保健・医療・福祉の相談体制の充実と連携を強化させる必要があります。
- ◆ 平成25年(2013年)に提言された「少子化危機突破のための緊急対策」によれば、利用者が相談しやすい電話・メール相談体制の充実などの環境整備が求められています。
- ◆ 福祉に関するニーズが多様化・複雑化あるいは深刻化する中で、ひきこもりなどの社会的孤立など、サービス利用に結びつきにくいケースを積極的に把握する体制が求められています。

施策の方向

- ◎ 福祉と保健・医療分野の連携を推進し、身近な地域での相談体制の充実を図ります。
- ◎ 身近な相談者である民生委員・児童委員や相談窓口等の周知などにより、誰もが相談しやすい環境づくりに努めます。
- ◎ 地域福祉コーディネーターの配置や職員の資質向上などにより、包括的な相談支援体制の充実を推進します。

成果指標・参考指標の進捗状況

指 標	開始値 (H25)	現状値 (H30)	目標値	
			5年後 (R1)	10年後 (R6)
●地域福祉計画アンケート調査「10年前と比較した福祉に関する相談体制の充実」について進んだと回答した	24.4%	21.1%	29.5%	34.5%

人の割合（↑）				
○業務統計「民生委員・児童委員への相談・支援件数」	18,663 件	16,195 件	—	—
○業務統計「地域包括支援センター、介護支援センター等への相談件数」	21,052 件	18,439 件	—	—

(2) 相談・苦情対応の推進

現状

- ◇ 業務統計によれば、地域包括支援センターなど専門的な相談支援機関の相談件数は、増加傾向にあります。
- ◇ 業務統計によれば、身近な相談相手である民生委員・児童委員の相談支援件数は、減少傾向で推移しています。

課題

- ◆ 福祉ニーズが多様化・複雑化あるいは深刻化する中で、福祉サービス等が細分化・高度化されており、支援を必要とする人が適切に福祉サービスを受けるためには、今まで以上に、利用者等からの相談や苦情に対し、的確に対応することが求められています。
- ◆ 相談体制は、充実されてきていますが、地域福祉計画アンケート（個人）によれば、サービスに不満や疑問を感じた場合のその後の対応として、「サービスを受ける側なので、諦めた」と回答する人の割合は減少傾向にありますが、未然に防止したり、気軽に相談しやすい環境を整備する必要があります。

施策の方向

- ◎ 福祉事業所や専門的な相談支援機関の職員の質の向上のための研修制度の周知や民生委員・児童委員の研修制度の充実により、相談・苦情対応の推進を図ります。
- ◎ ケアマネジメント機能の充実や関係機関・団体の連携を強化することで、相談・苦情対応の推進を図ります。
- ◎ 相談機関を周知するなど、市社会福祉協議会と連携し、福祉サービスに対する苦情、課題などの早期解決に努めます。

成果指標・参考指標の進捗状況

指 標	開始値 (H25)	現状値 (H30)	目標値	
			5年後 (R1)	10年後 (R6)
●地域福祉計画アンケート調査「サービスの内容に不満や疑問を感じた場合のその対応についてサービスを受ける側なので、諦めた」と回答した人の割合（↓）	38.6%	31.9%	33.5%	28.5%

(3) 権利擁護事業の推進

現状

- ◇ 地域包括支援センターなどにおいて、権利擁護に関する相談件数が増加しています。
- ◇ 日常生活自立支援事業の利用者人数は、横ばいで推移しています。
- ◇ 高齢者や障がい者等の消費者被害を未然に防止するため、市消費生活センター、警察署などの関係機関や民生委員・児童委員と連携し、意識啓発を行っています。

課題

- ◆ 地域福祉権利擁護事業や成年後見制度などの内容を、福祉サービス事業者等とともに、利用者やその家族等の理解を深めるための広報活動が必要です。
- ◆ 成年後見に関する相談件数の増加は、成年後見制度の利用者の増加より多い傾向にあり、適切な利用につなげる体制を整備する必要があります。
- ◆ 障がい者、高齢者、児童などの虐待防止に関する法整備が進んでおり、権利擁護に関する社会的な要請が高まっています。
- ◆ 消費者被害では、高齢者や障がい者などが被害に遭いやすい傾向にあります。
- ◆ 利用者の権利擁護のため、成年後見制度、日常生活自立支援事業、苦情解決制度など適切なサービス利用を支援する仕組み等の整備が求められています。
- ◆ 市民後見人等の育成や活動支援、判断能力に不安がある者への金銭管理、身元保証人等、地域づくりの観点も踏まえた権利擁護が求められています。
- ◆ 高齢者、障がい者、児童に対する虐待への統一的な対応や、家庭内で虐待を行った養護者又は保護者が抱えている課題にも着目した支援が求められています。

施策の方向

- ◎ 権利擁護事業を必要とする人が、適切にサービスを受けられるように、権利擁護に関する制度について、市民や福祉サービス事業者などが広く理解を深められる広報活動を進めるとともに、権利擁護事業を推進します。
- ◎ 関係機関との連携により虐待の防止に取り組むほか、虐待を行った養護者又は保護者が抱えている課題への対応に努めます。
- ◎ 高齢者や障がい者などの消費者被害を未然に防ぐため、関係機関と連携を強化します。
- ◎ 認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等のうち判断能力が不十分な者が地域において自立した生活が送れるよう、日常生活自立支援事業の周知啓発に努めます。
- ◎ 成年後見人のなり手として活躍が期待される市民後見人の養成に取り組みます。
- ◎ 成年後見制度の利用を促進するため、盛岡広域圏での中核機関の設置を推進します。

成果指標・参考指標の進捗状況

指 標	開始値 (H25)	現状値 (H30)	目標値	
			5年後 (R1)	10年後 (R6)
●地域福祉計画アンケート調査「10年」	15.5%	14.5%	20.5%	25.5%

前と比較した権利擁護事業の推進について進んだと回答した人の割合(↑)				
●業務統計「日常生活自立支援事業の実利用者人数」(↑)	169 人	164 人	195 人	220 人
○業務統計「成年後見制度に関する相談件数」※1	198 件	532 件	—	—
○業務統計「虐待に関する実相談件数」※2	262 件	262 件	—	—
○業務統計「消費者被害件数」※3	14 件	12 件	—	—

※1 長寿社会課調べによる集計値

※2 現状値は、障がい者、児童、高齢者の虐待に関する相談件数（実件数）を集計

※3 盛岡東警察署調べによる盛岡市内におけるオレオレ詐欺、架空請求詐欺、融資保証金詐欺、ギャンブル必勝法詐欺、金融商品等取引詐欺の被害の合計件数

4 情報提供体制の整備

(1) 情報提供体制の整備

現状

- ◇ 地域福祉計画アンケート（個人）によれば、知りたい情報としては、「高齢者や障がい者についてのサービス情報」と回答した人の割合が高くなっています。
- ◇ 地域福祉計画アンケート（個人）によれば、一般的な福祉情報は「広報もりおかから情報を得る」と回答した人の割合が高く、また、「インターネットから情報を得る」と回答した人が増加しており、関係するホームページへのアクセス数も増加傾向にあります。
- ◇ ホームページへのアクセス数は増加していますが、地域福祉計画アンケート「10年前と比較した情報提供体制の整備」が進んだと回答した人の割合は、前回調査を下回っています。

課題

- ◆ 福祉サービスが細分化・高度化し、多様な主体から提供され、サービスの充実が進むことで、支援を必要とする人が自分に合ったサービスを選択し、利用するためには、事業者やサービスの内容などに関する情報が適切に提供されることが求められています。

施策の方向

- ◎ 情報を必要とする人が、見やすく、分かりやすく、入手しやすい情報を受け取ることができるよう、「広報もりおか」や「福祉もりおか」などの広報紙の活用、制度や事業に関する冊子などの配布のほか、利用頻度が増加傾向にあるインターネットによる情報提供の充実を図りながら、市民に分かりやすい情報提供に努めます。

成果指標・参考指標の進捗状況

指 標	開始値 (H25)	現状値 (H30)	目標値	
			5年後 (R1)	10年後 (R6)
●地域福祉計画アンケート「10年前と比較した情報提供体制の整備」が進んだと回答した人の割合（↑）	22.6%	18.6%	27.5%	32.5%
○業務統計「盛岡市ホームページ ウェブもりおか（福祉・保健関係）への訪問者数」	699,846 件	1,012,275 件	—	—
○業務統計「盛岡市社会福祉協議会ホームページへのアクセス数」	27,111 件	37,510 件	—	—

第2章 共に支え合うことができる地域環境づくり

1 協働による生活支援体制の整備

(1) 日常生活の支え合い体制整備

現状

- ◇ 地区民生委員協議会との懇談会等によれば、老人福祉センターなどを拠点とした地区福祉推進会を中心に、民生委員・児童委員、シルバーメイト、地域住民による見守り活動や地域支え合いマップ作成など地域における支え合い活動が積極的に行われています。
- ◇ 地区民生委員協議会との懇談会等によれば、買い物など日常生活支援に対するニーズが増加傾向にあります。
- ◇ 地域支え合いマップが作成されている地域は増加傾向にあり、大雨などの災害時における助け合いにおいても、避難支援の一助となっています。
- ◇ 地域福祉計画アンケート(個人)によれば、隣近所で困っている人に手助けできること、手助けしてほしいことを比較してみると、安否確認、話し相手など気軽にできるもののほか、ちょっとした買い物や家事、ごみ出しや玄関前の除雪など日常生活支援でも、手助けできると回答した人が手助けしてほしいと回答した人を大きく上回っています。
- ◇ 第1期計画で推進してきたサロン活動も増加傾向にあり、地域で交流の場を設けることで、近隣での助け合いを育むというサロン活動の重要性と理解が各地域で進んでいます。

課題

- ◆ 少子高齢化の進行により、日常生活支援に対するニーズが高まる一方で、地区社会福祉協議会の機能を担ってきた地区福祉推進会の活動に参加する人の高齢化や担い手不足などにより、地域での支え合い体制を維持することができなくなることが懸念されています。
- ◆ 一部の地域においては、拠点となる老人福祉センターなどの施設の整備が遅れていたり、老朽化が進んでおり、拠点機能の低下が懸念されています。
- ◆ 地域における支え合い体制づくりに資する地域支え合いマップは、4割強の地域で作成されておらず、また、作成された地域においても、内容が更新されていないなどの課題があります。
- ◆ 地域との身近な交流やつながりの場としてのサロン活動の取組が遅れている地域もあるほか、多様な居場所づくりというニーズに対応した子育てサロンなど、テーマ型のサロン活動も求められています。
- ◆ 多様化・複雑化あるいは深刻化する福祉課題に対応するため、公的な福祉サービスだけでなく、持続可能性の高いインフォーマルな福祉サービス、コミュニティビジネスなど、新しい社会資源の開発が求められています。

施策の方向

- ◎ 地区福祉推進会は、地域課題解決を進めるための重要な拠点・圏域であり、行政、市社会福祉協議会や関係する圏域の地域包括支援センター、各学校、地区民生委員協議会、各団体と連携することにより、課題解決の取り組みを推進します。
- ◎ 老人福祉センター、児童センター及び地区活動センター等を拠点とし、地区福祉推進会を中心とした民生委員・児童委員、シルバーメイト、地域住民などによる見守り活動のほか、地域生活課題の解決のための除雪や買い物支援などの日常生活支援等について、モデル地区を設定し、福祉以外の様々の分野とも連携し、調査研究を行いながら、継続的な取り組みできるような支え合い体制の整備を推進します。
- ◎ 共に支え合うことができる地域環境づくりを進めるため、空き家などの社会資源の活用も検討しながら、拠点づくりを支援します。
- ◎ 民生委員・児童委員の相談支援や地域支え合いマップの作成などを通じて、日常生活支援に必要な社会資源の開発を促進します。
- ◎ 町内会・自治会単位の地域型のサロン活動、子育てサロンなどテーマ型のサロン活動のほか、希望すれば誰でも参加できるサロンやご近所同士などの小さな圏域でのサロンなど、誰もが気軽に参加できる身近な地域などでの交流の場や居場所づくりを促進します。
- ◎ 日常生活支援をとらえたインフォーマルな福祉サービスやコミュニティビジネスなどにつなげるため、新たな社会資源の開発や掘り起しを支援します。

成果指標・参考指標の進捗状況

指 標	開始値 (H25)	現状値 (H30)	目標値	
			5年後 (R1)	10年後 (R6)
●業務統計「シルバーメイトのメイト数（見守る側）」（↑）	986 人	917 人	1,100 人	1,200 人
●業務統計「地域支え合いマップ作成数（累計）」（↑）	170 箇所	211 箇所	200 箇所	230 箇所
●業務統計「地域におけるサロン設置数（累計）」（↑）	169 箇所	217 箇所	200 箇所	230 箇所
○業務統計「老人福祉センター、児童センター、地区活動センター等利用者数」	1,418,460 人	1,357,089 人	—	—

(2) 災害時の支え合い体制整備

現状

- ◇ 平成 19 年（2007 年）から災害時要援護者名簿を整備するとともに、町内会・自治会等、民生委員・児童委員、地域住民、社会福祉協議会、ボランティアの協力を得ながら、地域の高齢者や障がい者の災害時における避難支援体制の整備に努めてきました。
- ◇ 平成 22 年度（2010 年度）に策定した災害時要援護者避難支援ガイドラインに基づき、台帳登録を申し込んだ際に、自ら作成した個別計画等を市に提出した人に緊急時の持ち出し用の「あんしん連絡パック」として配布し、災害時における避難支援等を推進しました。

- ◇ 災害時における地域での支え合い体制づくりを促進するための取組である地域支え合いマップの作成数や自主防災組織の結成率も増加傾向となっています。
- ◇ 日本赤十字社や社会福祉協議会を窓口として、災害救護をはじめとする地域のニーズに応じた社会福祉活動等に幅広く参加・協力しているNPOやボランティアの活動の支援に努めており、平成23年（2011年）の東日本大震災や平成25年（2013年）の大雨の災害時には、ボランティアセンターの設置や救援物資の提供を行いました。また、災害時には、多くのボランティアが災害復旧活動に参加しています。
- ◇ 東日本大震災のほか、平成26年（2014年）の玉山地域での林野火災時には、社会福祉法人等と連携し、要支援者の避難支援や福祉避難所の開設を行うことなどで要支援者の避難支援に努めました。
- ◇ 業務統計「避難行動要支援者のうち、町内会長等への情報提供に同意した人の割合」や「避難行動要支援者で個別計画を作成している者のうち、地域支援者を登録している者の割合」は、健康なうちは名簿登録をしないとの考えもあり、横ばいで推移しています。

課題

- ◆ 東日本大震災や大雨災害などを経験して、災害発生時の被害を最小限に抑えるためには、普段から防災に対する意識をもつことや日頃の近所づきあい、地域での取組が重要であることを改めて確認したところです。
- ◆ 防災に対する市民一人一人の意識の向上を図ることはもちろん、各地域において活動が期待される自主防災組織の結成など地域の連携体制構築について、引き続き町内会・自治会等を通じた働きかけを行う必要があります。また、自主防災組織が結成されている地域においては、災害時に自主防災組織が有効に機能するよう、平時における取組を促進する必要があります。
- ◆ 災害対策基本法の改正により避難行動要支援者避難支援計画の策定や要支援者の名簿整備が義務化されるなど、今まで以上に積極的な取組が求められています。
- ◆ 避難行動要支援者避難支援の実効性を高めるため、地域全体による防災訓練や地域支え合いマップづくりなど取組を支援する必要があります。

施策の方向

- ◎ 避難行動要支援者避難支援計画を策定し、市と地域等との協働の下、災害時における避難支援を円滑に行えるように取組を進めます。
- ◎ 災害発生時における被害の軽減や早期復旧を図るために、災害ボランティアセンターや福祉避難所などの円滑な設置・運営ができるよう市社会福祉協議会や社会福祉事業者等との連携を強化します。
- ◎ 日常生活の支援体制が災害時においても、避難支援等に活かされるような仕組みづくりを支援します。
- ◎ 避難行動要支援者情報提供同意者名簿登録が日常的な見守りにもつながることから、名簿の登録を推進します。

成果指標・参考指標の進捗状況

指 標	開始値 (H25)	現状値 (H30)	目標値	
			5年後 (R1)	10年後 (R6)
●業務統計「避難行動要支援者のうち、町内会長等への情報提供に同意した人の割合」(↑)	48.6%	38.5%	50.0%	52.0%
●業務統計「避難行動要支援者で個別計画を作成している者のうち、地域支援者を登録している者の割合」(↑)	50.9%	49.1%	55.0%	60.0%
●業務統計「自主防災隊の結成率」※1	78.5%	89.8%	90.0%	100.0%

※1 自主防災隊の結成率 = (自主防災組織に加入している世帯数) ÷ (市内世帯数) × 100

2 地域における福祉活動の推進

(1) 地域福祉活動への参加の促進

現状

- ◇ 地域福祉計画アンケート（個人）によれば、地域活動全般で、参加者が減少傾向にあります。
- ◇ 地域福祉計画アンケート（個人）によれば、近所の人と顔を合わせれば大半の人は、挨拶する関係にあります。約半数の人は地域活動に参加しており、内容によっては活動に参加してもいいと考える人も多くいます。

課題

- ◆ 町内会・自治会等の役員や地域住民の高齢化による地域活動の停滞が懸念されます。
- ◆ 地域活動を活性化するためには、活動に参加できる潜在的な層の掘り起しが求められています。
- ◆ 地域活動に参加しない理由として、「仕事をもっているので時間がない」と回答する人の割合が5割強と高い傾向が続いているほか、「健康や体力に自信がない」と回答する人の割合が高くなっております。

施策の方向

- ◎ 年齢等にかかわらず、障がいのある人もない人も、誰もが地域の一員であり、気軽に活動に参加できるような環境づくりと、団塊の世代など潜在的な担い手の掘り起こしを促進します。
- ◎ 地域における福祉活動の重要性の理解を深めるため、関係機関・団体等と連携して、各種福祉活動等の周知に努めます。
- ◎ 働いている世代も、仕事と生活の調和を図りながら、地域活動に参加できる環境づくりについて企業等への理解を得られるよう働きかけします。
- ◎ 地域力強化モデル事業において、地域福祉活動への参加促進となった事例を他の地区に紹介するなどし、新たな地域福祉の担い手の掘り起こしにつながるよう努めます。

成果指標・参考指標の進捗状況

指 標	開始値 (H25)	現状値 (H30)	目標値	
			5年後 (R1)	10年後 (R6)
●まちづくり評価アンケート「地域のコミュニティ活動に参加したことが」と回答した人の割合」(↑)	46.5%	44.4%	51.5%	56.5%

(2) 世代間交流の促進

現状

- ◇ 業務統計によれば、世代間交流事業への参加者数は、減少傾向にあります。
- ◇ 地域福祉計画アンケート（個人）によれば、若い世代では、世代間交流への参加経験がありますが、参加意向が低い傾向にあります。一方で、若い世代には祭りのように参加意向が高いものもあります。
- ◇ 地域力強化推進モデル事業においては、高校生からも児童との交流事業について積極的な姿勢が示されています。

課題

- ◆ 世代間交流は、地域活動の活性化に資するものとして認識されていますが、若い世代の参加が課題となっています。
- ◆ 多様な主体の参加を促進するためには、参加する側の意欲の醸成を工夫する必要があります。
- ◆ 高齢社会対策大綱によれば、世代を超えた人々との間の「顔の見える」助け合いや、高齢者が多様な経験等を活かし、子育て世代等の若い世帯を支えるなど世代間の交流が促進されていくなどの「地域力」の強化を図ることが重要であると指摘されています。
- ◆ 地域住民と福祉事業所との連携など、多様な世代や様々な立場の人との交流が進むための工夫をする必要があります。

施策の方向

- ◎ 多様な世代の参加を促進するため、世代間交流に参加しやすい環境づくりを進めます。
- ◎ 若い世代の意見を取り入れた世代間交流の機会の創出を促進します。
- ◎ 多様な世代や多職種の参加が促進されることにより地域力の強化につながることから、地域住民と福祉事業所等の交流など世代間交流の機会の創出に努めます。

成果指標・参考指標の進捗状況

指 標	開始値 (H25)	現状値 (H30)	目標値	
			5年後 (R1)	10年後 (R6)
●業務統計「世代間交流事業参加者数」(↑)	7,011 人	5,695 人	7,500 人	8,000 人
●業務統計「高齢者ふれあいの会参加者数」(↑)	4,856 人	8,628 人	5,180 人	5,500 人



3 福祉ボランティア・福祉NPO活動の支援

(1) ボランティア・NPO活動の支援

現状

- ◇ ボランティアを育成するため、市社会福祉協議会等が各種講座を開催しています。また、支援活動として各ボランティア団体への助成、情報の提供、福祉教育のための講師派遣、連絡調整などを行っています。
- ◇ ボランティア団体数は横ばいで推移していますが、保健・医療・福祉の増進を図る活動を行うことになっているNPO法人数は増加傾向にあります。
- ◇ 地域福祉計画アンケート（団体）によれば、地域で安心して暮らすことができる地域づくりに必要なこととして、「町内会や他団体、関係機関と連携して、活動の場を広げる」と回答した団体の割合は46.0%と、高い傾向にあります。

課題

- ◆ ボランティアの交流、情報交換への参加人数は、減少傾向にあり、ボランティア団体・NPO活動における担い手の高齢化や担い手不足による活動の停滞が懸念されます。
- ◆ 多様化・複雑化あるいは深刻化する福祉課題に対応するため、持続可能性の高いインフォーマルな福祉サービス、コミュニティビジネスなど、新しい社会資源の開発が求められています。

施策の方向

- ◎ 市社会福祉協議会と連携・協力して、ボランティア養成講座を幅広く開催し、福祉活動や災害活動に対応できるボランティアの養成などを通して、ボランティア・NPO活動を支援します。
- ◎ 地域トータルケアシステムや地域における日常生活支援体制の中で、ボランティア・NPO活動が効果的に行われるよう支援します。

成果指標・参考指標の進捗状況

指 標	開始値 (H25)	現状値 (H30)	目標値	
			5年後 (R1)	10年後 (R6)
●業務統計「盛岡市社会福祉協議会に登録しているボランティア団体登録数」(↑)	131 団体	138 団体	135 団体	140 団体

(2) 企業の社会貢献活動の促進

現状

- ◇ 近年における福祉課題に対する民間企業の社会貢献活動として、福祉避難所の協定のほか、企業によるひとり暮らし高齢者等の見守りや、認知症高齢者のサポートなどが挙げられます。
- ◇ 安心創造生活事業推進検討会によれば、地域福祉活動の自主財源を確保するため、寄附

付きの自動販売機の設置などにより寄附収入の確保や商店街のポイント制度を活用するなど支え合いの取組の果実が地域に還元される仕組みの構築などが提言されています。

- ◇ 社会福祉法人の在り方等に関する検討会によれば、社会福祉法人の社会貢献活動の義務付けが提言されています。
- ◇ まちづくり評価アンケート「地域のコミュニティ活動に参加したことがあると回答した人の割合（20～50歳代）」は、前回調査を下回っており、働く世代の地域活動への参加が進んでいない状況です。

課題

- ◆ 企業の社会貢献活動に対する意識の高まりを福祉課題の解決に結びつける対応が必要となります。
- ◆ 事業者は、さまざまな専門知識や施設などを有しており、地域福祉を推進する重要な担い手であり、地域活動の活性化を促進するため、事業者の参加が望まれます。
- ◆ 赤い羽根共同募金の実績は、平成21年度（2009年度）以降、全体として減少傾向にあり、福祉活動の財源不足が懸念されます。
- ◆ 仕事を理由に地域活動に参加できていないと回答する人も多いため、地域活動の参加を促進するためには、企業の理解も必要になると考えられます。
- ◆ 地域福祉計画アンケート（個人）によれば、参加しない理由として、「仕事をもっているため時間がない」と回答した人の割合が5割強と高い傾向が続いています。
- ◆ 地域づくりにおける、社会福祉法人による公益的な取組、企業の社会貢献活動との協働の取り組みなどによる官民協働の促進や地域福祉への関心の喚起も視野に入れた寄附や共同募金等の取り組みの推進が求められています。

施策の方向

- ◎ 見守り協定や認知症高齢者のサポートなど、企業の特性を活かした協働事業を取り組みながら、企業の社会貢献活動の促進に努めます。
- ◎ 社会福祉法人や事業者も地域の一員であることから、地域と事業者との協働が進むよう事業者の地域活動への参加意識の啓発に努めます。
- ◎ 赤い羽根共同募金への協力などを通して、企業の社会貢献活動を促進します。
- ◎ 働く世代が、仕事と生活の調和を図りながら、地域活動に参加できる環境づくりについて、企業等への理解を得られるよう働きかけます。

成果指標・参考指標の進捗状況

指 標	開始値 (H25)	現状値 (H30)	目標値	
			5年後 (R1)	10年後 (R6)
●業務統計「赤い羽根共同募金の法人募金」(↑)	4,192,346 円	4,082,186 円	4,600,000 円	5,000,000 円
●まちづくり評価アンケート「地域のコミュニティ活動に参加したことがあると回答した人の割合（20～50歳代）」(↑)	36.4%	35.91%	41.5%	46.4%

4 生活環境の整備

(1) ユニバーサルデザイン・バリアフリー等の推進

現状

- ◇ 市有施設のバリアフリー工事や点字ブロックの設置, オストメイト対応トイレの整備のほか, パーキングパーミット制度の推進を図るなど, バリアフリー化・ユニバーサルデザイン化に取り組んできました。
- ◇ 盛岡市公式ホームページで, 日常的に利用される施設等を中心にバリアフリー化された施設の情報発信による利便性の向上を図るとともに, 環境整備の重要性について周知啓発しました。
- ◇ 障がいのある人に対する差別をなくすことで, 障がいのある人もない人も共に生きる社会を作ることとした「障害者差別解消法」が制定されました。

課題

- ◆ 地域福祉計画アンケート（個人）によれば, 地域福祉の充実には, ユニバーサルデザインやバリアフリー等の生活環境に対するニーズが高いため, 今後も生活環境の整備を推進する必要があります。
- ◆ 障がい者や高齢者などが住み慣れた地域で, 安心して自立した生活を送ることができるように, 今後も, ユニバーサルデザイン化やバリアフリー化などハード面はもちろん, ソフト面においても, 誰もが利用しやすい生活環境の整備を進める必要があります。

施策の方向

- ◎ 国が定めた法律や県の条例等関連法令との整合を図りながらひとにやさしいまちづくりの推進に努めます。

成果指標・参考指標の進捗状況

指 標	開始値 (H25)	現状値 (H30)	目標値	
			5年後 (R1)	10年後 (R6)
●地域福祉計画アンケート「10年前と比較した生活環境の整備」が進んだと回答した人の割合（↑）	37.8%	33.4%	43.0%	48.0%



第3章 地域福祉を担うひとづくり

1 人材の育成

(1) 地域福祉活動に関連する人材の育成

現状

- ◇ 誰もが地域で安心して暮らしていくためには、多様な主体による、公的な福祉サービス、インフォーマルな福祉サービスや福祉活動が必要となり、これらは、見守り、安否確認など多くの人が取り組めるものから、介護サービス等の高度な知識や技術を必要とするものまで、幅広い福祉サービスや福祉活動があります。
- ◇ 地域福祉計画アンケート「10年前と比較した地域福祉に関連する人材の育成の取組」が進んだと回答した人の割合は、前回調査を下回っており、人材の育成が進んでいるとの実感は低くなっています。

課題

- ◆ 地域福祉活動の中心的な担い手の高齢化や活動に参加する人の減少により地域活動の停滞が懸念されます。
- ◆ このような中においても、地域福祉計画アンケートによれば、「活動内容によっては地域活動に参加していい」と回答する人の割合も一定程度あり、多様な世代の参加を促すには、参加するきっかけづくりが求められています。

施策の方向

- ◎ 高等教育機関や関係機関・団体と連携しながら、日常生活の支え合い活動など、地域における福祉活動を推進できる中核的な人材の育成支援を推進します。
- ◎ 地域における見守りや日常生活支援のほか、認知症支援や市民後見など、ニーズに対応した研修会を開催するほか、地域における福祉活動の参加を促進しながら、地域で福祉活動を担う人材の育成支援を推進します。

成果指標・参考指標の進捗状況

指 標	開始値 (H25)	現状値 (H30)	目標値	
			5年後 (R1)	10年後 (R6)
●業務統計「地域福祉活動の担い手の育成を目的とした研修会の参加者数」(↑)※1	1,505人	3,419人	1,600人	1,700人
●地域福祉計画アンケート「10年前と比較した地域福祉に関連する人材の育成の取組」が進んだと回答した人の割合」(↑)	15.3%	13.4%	20.5%	25.5%

※1 現状値は平成25年度の認知症サポーター養成講座の受講者数の実績。目標値には平成26

年度以降に実施している地域福祉中核人材育成事業や市民後見に関する講座の参加者などを含めた設定になります。

(2) ボランティア・NPO活動に関する人材の育成

現状

- ◇ ボランティア登録者数は、全体として横ばいで推移しています。
- ◇ 盛岡市社会福祉協議会が実施する各種ボランティア養成講座の受講者数が一定程度確保されていることから、ボランティアに対する興味関心があることが分かります。

課題

- ◆ 福祉ニーズが増加する中で、誰もが地域で安心して暮らしていくためには、インフォーマルな福祉サービスや福祉活動も求められており、多様なサービス等の担い手の確保や育成を支援する必要があります。
- ◆ 災害発生時における被害の軽減や早期復旧を図るために、自主的な活動を行うボランティアやNPOが災害時に幅広い知識や技能をもって迅速かつ的確に活動できるよう市社会福祉協議会等と協力して養成していく必要があります。
- ◆ 多様化・複雑化あるいは深刻化する福祉課題に対応するため、持続可能性の高いインフォーマルな福祉サービスや福祉活動、コミュニティビジネスの担い手としてボランティア・NPOに期待が寄せられています。

施策の方向

- ◎ 市社会福祉協議会と連携・協力して、ボランティア養成講座を幅広く開催するほか、情報交換会の開催等により、福祉活動や災害活動に対応できる人材の育成支援を促進します。
- ◎ 日常生活支援をとらえたインフォーマルな福祉活動やコミュニティビジネスに取り組むボランティア・NPOの育成を支援します。

成果指標・参考指標の進捗状況

指 標	開始値 (H25)	現状値 (H30)	目標値	
			5年後 (R1)	10年後 (R6)
●業務統計「盛岡市社会福祉協議会へのボランティア登録者数」(↑)	11,481人	11,132人	11,750人	12,000人
●業務統計「ボランティア養成研修事業等参加者数」(→)	145人	79人	150人	150人
○業務統計「認知症サポーター養成講座修了者」(延べ人数)	8,287人	21,120人	—	—

(3) 社会福祉事業に関連する人材の育成

現状

- ◇ 業務統計によれば、社会福祉事業の従事者は、増加傾向にあります。
- ◇ 福祉・保健分野の高等教育機関が盛岡広域には複数設置されています。

課題

- ◆ 福祉ニーズが量的にも増加し、質的にも多様化・複雑化あるいは深刻化する中において、福祉サービスは、供給量の増加を求められているだけでなく、細分化・高度化しており、社会福祉事業に従事する人材の確保と育成が課題となっています。
- ◆ 待遇や勤務形態などの労働環境の問題から、福祉分野への就労が進まないという指摘があります。
- ◆ 地域トータルケアシステムの構築に当たり、分野横断的なケアマネジメントを展開する人材が求められています。

施策の方向性

- ◎ 社会福祉法人や社会福祉施設等への指導等のほか、職員の処遇改善、各種研修の周知等を通して、社会福祉事業に従事する人材の確保と育成を推進します。
- ◎ 盛岡広域等に設置されている福祉・保健分野の高等教育機関への働きかけなどにより、保健福祉分野の人材の確保と育成に努めます。
- ◎ 地域福祉コーディネーター養成講座の受講について関係機関に呼びかけるとともに、地域福祉コーディネーターのネットワーク化などにより、支援を必要とする人が、適切かつ確実にサービスが受けられよう包括的な相談・支援を行うことができる人材の育成を図ります。

成果指標・参考指標の進捗状況

指 標	開始値 (H25)	現状値 (H30)	目標値	
			5年後 (R1)	10年後 (R6)
●業務統計「地域福祉コーディネーター養成講座修了者数」(↑)	19 人	71 人	30 人	40 人
○経済センサス「福祉分野の従事者数」 ※1	6,753 人	9,306 人	—	—

※1 開始値は平成24年、現状値は平成28年調査結果における小分類の児童福祉事業、老人福祉・介護事業、障害者福祉事業の民営事業所の合計

2 福祉意識の醸成

(1) 福祉教育の推進

現状

- ◇ 障がいのある人もない人も、年齢や性別にかかわらず、互いに個性や尊厳を認め合い、支えながら共に生活するという考え方（ソーシャルインクルージョン）を各ライフステージで学習できるよう、地域活動の中に学習機会を設けることが求められています。
- ◇ 地域福祉計画アンケートによれば、子どもの福祉教育については、「学校教育の中で学ぶ」、「家庭の中で親から学ぶ」、「地域の活動などを通じて学ぶ」が多くなっています。
- ◇ まちづくりアンケートによれば、「身の回りでボランティア活動が活発に行われていると感じる」と回答する人の割合は、増加傾向にあります。

課題

- ◆ 子どもの福祉教育では、学校教育への期待が高いため、学校と福祉関連施設のほか、家庭や地域との連携の下に、福祉教育を進める体制が求められています。
- ◆ 地域福祉計画アンケート（個人）によれば、ボランティアに参加したことがない理由として、仕事や家事、健康、きっかけや情報がない、辞められなくなるといった回答が多くなっており、趣味や特技を活かし、気軽に参加できるボランティアなど、ニーズに応じた対応が求められています。

施策の方向

- ◎ 誰もが、生涯にわたり、それぞれの段階で、福祉に対する理解や関心を深める機会をもちながら、福祉の主體的な参加を促すことを目的とした教育を市社会福祉協議会と連携して推進します。
- ◎ 学校や地域、職場において、障がいのある人もない人も、共に活動することにより、福祉に関し幅広く学ぶ機会の創出を促進します。
- ◎ 小中学校・高校等との連携により、若年層に対するボランティア活動への参加意識の醸成に努めます。
- ◎ 趣味などを活かして、気軽に参加できるボランティアの紹介のほか、ボランティア活動に必要な知識習得の機会の創出を促進します。

成果指標・参考指標の進捗状況

指 標	開始値 (H25)	現状値 (H30)	目標値	
			5年後 (R1)	10年後 (R6)
●地域福祉計画アンケート「10年前と比較した福祉教育の推進」が進んだと回答した人の割合（↑）	18.4%	20.6%	24.0%	30.0%
●業務統計「小学生、中学生、高校生などを対象とした福祉教育に関する講	119人	89人	130人	150人

座の受講者数」(↑) ※1				
---------------	--	--	--	--

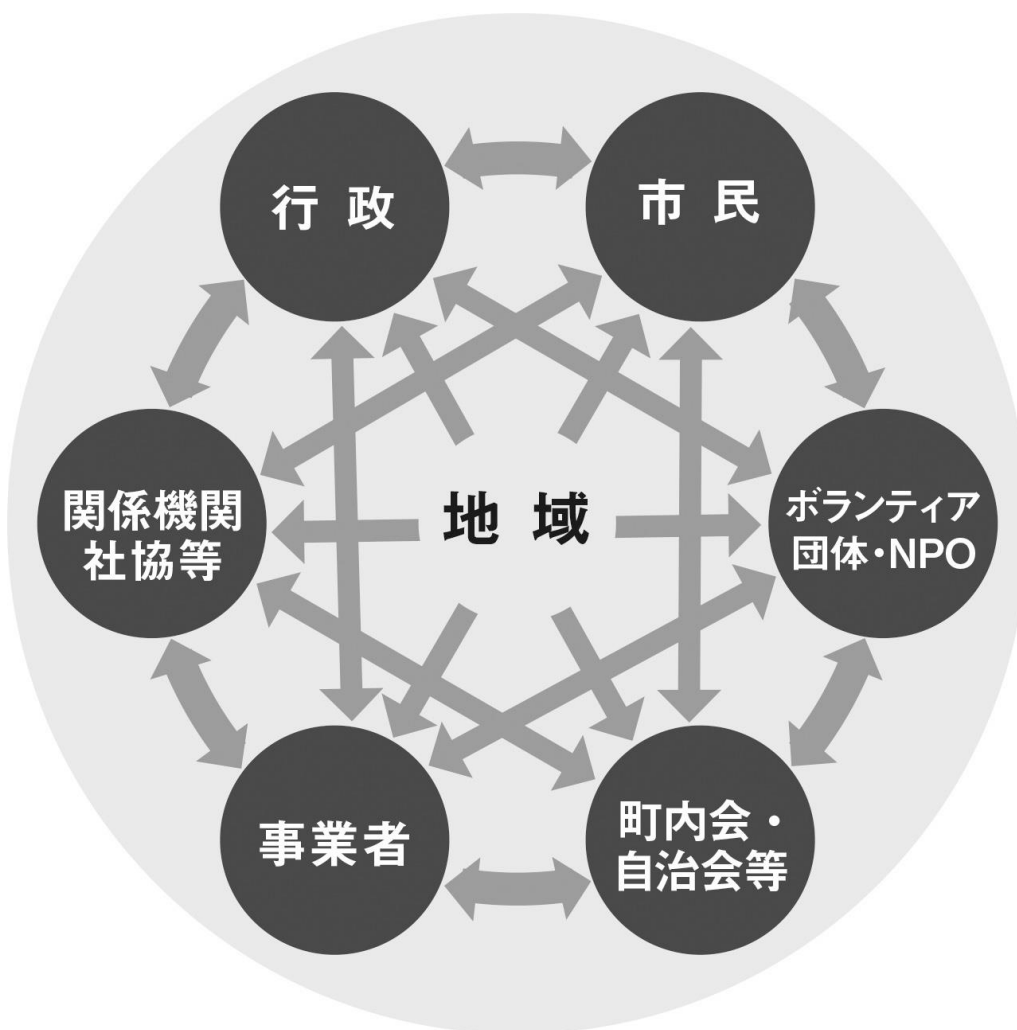
※1 開始値は高校生ボランティアスクール参加者数、現状値は、高校生ボランティアスクール及び人材育成講座の高校生向け連続講座参加者数の合計

第4章 計画の推進

1 市民、行政、関係機関、事業者、町内会・自治会等、ボランティア団体・NPOの協働による計画の推進

地域福祉の推進に当たっては、市民、行政、関係機関、事業者、町内会・自治会等、ボランティア団体・NPOの協働の下に、計画の推進を図ります。協働のイメージと役割分担の具体例は次のとおりです。

【協働のイメージ】



【役割分担の具体例】

◎ 市民等

- (1) 支援を必要とする人が確実に福祉サービスを受けられる仕組みづくり
 - ・保健福祉に関するサービスや活動などの情報の収集と理解
 - ・地域福祉ネットワークへの参加
- (2) 共に支え合うことができる地域環境づくり
 - ・あいさつから始まる近所付き合い
 - ・支え合い活動（「見守り」、「話し合い」、「助け合い」）への参加
 - ・地域の身近な問題の発見と解決への参加
 - ・町内会，地区福祉推進会，ボランティアなどの活動への参加
 - ・世代間交流への参加
 - ・お互いの人格や尊厳の尊重
- (3) 地域福祉を担うひとづくり
 - ・認知症サポーターや市民後見など，ボランティア講座の受講

◎ 町内会・自治会等，ボランティア団体・NPO等

- (1) 支援を必要とする人が確実に福祉サービスを受けられる仕組みづくり
 - ・関係機関との連携（情報提供等）
 - ・保健福祉に関するサービスや活動などの情報の収集と理解
 - ・地域福祉ネットワークへの参加
- (2) 共に支え合うことができる地域環境づくり
 - ・支え合い活動（「見守り」、「話し合い」、「助け合い」）の推進
 - ・地域の身近な課題の発見と解決の支援
 - ・日常的な仲間づくり，交流のための場づくり
 - ・自主的な防災体制の推進
 - ・世代間交流への推進
 - ・お互いの人格や尊厳の尊重
- (3) 地域福祉を担うひとづくり
 - ・地域福祉を担う人材の発掘
 - ・認知症サポーターや市民後見など，ボランティア講座の開催

◎ 事業者，関係機関，市社協等

- (1) 支援を必要とする人が確実に福祉サービスを受けられる仕組みづくり
 - ・保健・医療・福祉などの総合的なサービス提供
 - ・サービスの質の向上
 - ・事業内容の情報公開
 - ・第三者評価事業への参加
 - ・相談体制の充実
 - ・事業者段階の苦情解決の仕組みの整備
 - ・見守り協定への参加
 - ・地域福祉ネットワークへの参加
 - ・関係する分野との連携の強化

- (2) 共に支え合うことができる地域環境づくり
 - ・バリアフリー・ユニバーサルデザインの推進
 - ・研修会への講師派遣
 - ・地域との交流
 - ・活動場所の提供
 - ・赤い羽根共同募金運動などへの協力
 - ・従業員の地域活動への参加の理解
 - ・災害時の避難支援への協力
- (3) 地域福祉を担うひとづくり
 - ・人材の育成，新たな事業の開発，事業への参入
 - ・ボランティアの受け入れ
 - ・職員の処遇改善や研修の充実

◎ 行政

- (1) 支援を必要とする人が確実に福祉サービスを受けられる仕組みづくり
 - ・福祉関連事業への参加の促進
 - ・関係機関との連携の推進
 - ・相談体制の充実
 - ・サービスに関する情報提供
 - ・第三者評価事業の普及
 - ・相談・苦情対応の推進
 - ・権利擁護事業の推進
 - ・ボランティア団体，NPOとの協働
 - ・地域福祉コーディネーターの設置の推進
 - ・地域福祉ネットワーク形成の推進
- (2) 共に支え合うことができる地域環境づくり
 - ・バリアフリー・ユニバーサルデザインの推進
 - ・見守り，自主的な防災体制への支援
 - ・災害ボランティア受入体制の整備
 - ・除雪の推進
 - ・地区福祉推進会等への支援
 - ・地域活動への参加の促進
 - ・世代間交流の促進
 - ・地域の社会資源の開発の促進
- (3) 地域福祉を担うひとづくり
 - ・地域福祉を担う人材の育成
 - ・高等教育機関等の連携
 - ・ライフスタイルに応じた福祉教育の推進
 - ・認知症サポーター，市民後見，災害に関するボランティアなどの養成の推進
 - ・NPO育成の推進
 - ・福祉専門職の養成の推進

2 令和6年度までの重点的取組事項の主な事業の行程

事業内容		R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
1 支援を必要とする人が確実に福祉サービスを受けられる仕組みづくり						
地域トータルケアシステム構築に向けた地域福祉コーディネーターの設置の推進	○	→		→		○
地域福祉コーディネーターネットワークの推進	○	→	○ (見直し)	---		○
地域において支援を必要とする者の把握に関する協定の拡大	○	→		→		○
地域において支援を必要とする者の把握を推進するための研修会等の開催	○	→		→		○
生活困窮者支援の推進のための「くらしの相談支援室」の運営	○	→		→		○
子どもの学習等支援の実施	○	→		→		○
子ども未来ステーションの運営	○	→		→		○
2 共に支え合うことができる地域環境づくり						
地域支え合い体制づくりの推進のための地域支え合いマップ、ふれあいサロン、見守り事業の実施	○	→		→		○
地域力強化推進モデル事業(モデル地区で実施)	○	→	○ (見直し)	---		○
避難行動要支援者避難支援の推進	○	→		→		○
3 地域を担うひとづくり						
地域福祉の中核的な担い手の育成 (モデル地区と連動しながら実施)	○	→	○ (見直し)	---		○
認知症サポーター、市民後見、災害などに関連したボランティアの養成講座の実施	○	→		→		○
地域福祉コーディネーター養成講座の受講推進	○	→		→		○
★第3期計画の策定に関する取り組み						
見直し作業(アンケート調査の実施、ワークショップの開催など)			○	→		○

3 盛岡市社会福祉協議会等との連携による計画の推進

社会福祉法において、地域福祉の推進が社会福祉の理念とされ、社会福祉協議会が地域福祉の推進を担う中心的な団体として明確に位置付けられています。

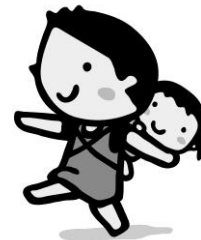
盛岡市社会福祉協議会では、「地域福祉活動計画」を策定し、地域に密着しながら地域福祉を推進していることから、各分野で大きな役割を担うことが期待されます。

また、地域ネットワークを形成し、社会福祉協議会、28 地区の民生委員協議会や 32 地区の福祉推進会等と行政とが連携しながら、この計画を推進します。

4 計画の評価

地域福祉計画の評価に当たっては、アンケート調査における地域福祉に関する満足度（「地域に支えられたと感じたことがある」と答えた人の割合など）や業務統計等の量的な調査のほか、地域福祉ワークショップなどによる質的な調査も実施します。

地域福祉計画の推進に当たっては、その実効性を確保するため、5年後の第3期計画策定の際にアンケート調査を実施するほか、毎年行われる行政評価で計画の評価を行います。



資料編

＜地域福祉計画アンケート調査結果＞

1 調査の目的

盛岡市では、「ふれあい、ささえあい、心を結ぶまちづくり」を基本理念として、平成 17 年度（2005 年度）から平成 26 年度（2014 年度）までを計画期間とする「第 1 期盛岡市地域福祉計画」を策定しました。また、「共に支え合い誰もが安心して暮らせる地域社会の実現を基本理念とし、平成 27 年度（2015 年度）から令和 6 年度（2024 年度）までの計画期間とする「第 2 期盛岡市地域福祉計画」を新たに策定しました。この計画の中間年である令和元年度（2019 年度）に現行計画の進捗状況や地域課題を整理し見直しを行います

このアンケート調査は、現行計画の評価やの策定に必要な基礎資料とするため、皆様が地域で暮らしていく上での課題や地域での福祉活動に関するお考えや要望・意見などが、前回調査（平成 16 年 2 月，平成 20 年 12 月，平成 25 年 7 月）に比べて、どのくらい変化しているかを把握するために実施したものです。

2 調査の内容

- (1) 地域活動について
- (2) 地域の支え合いについて
- (3) ボランティア活動について
- (4) 今後の地域福祉について
- (5) 地域社会について
- (6) ボランティア，NPO 法人等の活動について
- (7) その他

3 調査の対象

(1) 市民

ア 一般

市内に在住する 18 歳以上の方（住民基本台帳より無作為抽出）

（平成 12 年 4 月 1 日以前生まれの方）

抽出数 2,650 名 回答数 900 名（回収率 33.9%）

イ 中学生・高校生等

市内に在住する 12 歳以上 18 歳以下の方（住民基本台帳より無作為抽出）

（平成 12 年 4 月 2 日から平成 18 年 4 月 1 日生まれの方）

抽出数 250 名 回答数 98 名（回収率 39.2%）

(2) 団体

団体 ボランティア団体・保健福祉活動を行う NPO 等

対象 100 団体 回答数 51 団体（回収率 51%）

【参考】

(3) 前回調査の回収状況等

ア 市民

(ア) 一般 平成 16 年 1,360 人／2,652 人 = 51.3%

平成 20 年 1,107 人／2,699 人 = 41.0%

平成 25 年 918 人／2,652 人 = 34.6%

(イ) 中学生・高校生等 平成 16 年 110 人／248 人 = 44.4%

平成 20 年 89 人／201 人 = 41.0%

平成 25 年 84 人／250 人 = 33.6%

イ 団体	平成 16 年	69 団体／100 団体	=	69.0%
	平成 20 年	53 団体／100 団体	=	53.0%
	平成 25 年	124 団体／232 団体	=	53.2%

(4) 市民（一般）を対象とした年代別回答状況

	H20		H25		H31	
	件数	(全体)%	件数	(全体)%	件数	(全体)%
10 歳代	11	1	6	0.7	5	0.6
20 歳代	100	9	55	6	69	7.7
30 歳代	179	16.2	104	11.3	88	9.8
40 歳代	175	15.8	115	12.5	120	13.3
50 歳代	185	16.7	132	14.4	143	15.9
60 歳代	201	18.2	208	22.7	211	23.4
70 歳代	164	14.8	184	20	171	19
80 歳以上	81	7.3	110	12	90	10
無回答	11	1	4	0.4	3	0.3
合計	1,107	100	918	100	900	100

4 調査の方法

市民，団体ともに郵送法による。

5 調査の時期

平成 31 年 3 月 11 日から 3 月 27 日

結果概要（市民(18歳以上(高校生等を除く。))）

■ 回答者の属性

- ・ 60歳代以降の回答者の割合が高くなっています。
- ・ 単身世帯の割合が高くなっています。

■ 地域との属性について

- ・ 地域活動への参加状況は、前回調査より増加となっています。（問8）
- ・ 参加している地域活動は、全体的に減少傾向であるが、小中学校行事や子供会行事は前回調査より増加しています。
- ・ 地域活動に参加しない理由としては、「仕事をもっているので時間がない」と回答した方が多いほか、「地域にあまり関わりたくない」と回答した方が増加傾向となっています。

■ 地域の支え合いに関する考え方について

- ・ 隣近所の困っている世帯に手助けできることとして、「安否確認の声かけ」が高い割合を維持している一方で、「ちょっとした買い物」、「ごみ出し」などの日常生活支援に関する項目は減少傾向となっています。
- ・ 隣近所の人に手助けしてもらいたいこととして、「安否確認の声かけ」が高い割合を維持している一方で、「ちょっとした家事」「短時間のこどもの預かり」以外の項目では減少しています。
- ・ 隣近所で困っている人にできることと隣近所に手助けしてもらいたいことをそれぞれの項目で比較すると、すべての項目でできることの方が上回っています。
- ・ 地域に支えられたこと（助けられた）と感じたことがあると回答した方は前回調査よりわずかに減少している。具体的には、玄関先の除雪や掃除、震災時における声かけなどのほか、民生委員による相談があげられています。
- ・ 住みよい地域社会を実現していくうえでの問題点として、回答した方の割合は減少傾向にあるものの、「近所付き合いが減っていること」、「地域に関心のない方が多いこと」、「日中、地域を離れている人が多いこと」が高い割合となっています。
- ・ 日常生活の困ったときの相談相手として、「家族」、「知人・友人」、「かかりつけの医師」と回答した割合が高い一方で、「福祉サービス業者」と回答した割合が増加傾向となっています。
- ・ 今後、地域における福祉を充実させるために、重要だと思う取り組みとして、「支え合い活動を広める」、「協力しあえる機関・団体と手を取り合う」が高い割合となっています。

■ ボランティア活動について

- ・ ボランティア活動の参加したきっかけとして、「人の役に立ちたい」、「自分たちのために必要な活動だから」と回答した方の割合が高くなっています。
- ・ ボランティア活動の輪を広げていくために必要なこととして、「経済的負担がかからないように交通費などの実費を補助する」と回答した方の割合が増加傾向となっています。

■ 福祉サービスにおける権利擁護について

- ・ サービス利用者のうち、サービス内容が説明と違っていた、サービスの内容に不満な疑問を感じたと回答した方は、7.7%で、前回調査と比較して横ばいとなっています。
- ・ サービス内容が説明と違っていたと回答した方のうち、「サービスの事業者（責任者）に申し出た」と回答した方の割合が前回調査より高くなっています。

■ 地域福祉のあり方について

- ・ 子どもたちへの福祉教育については、「学校教育の中で学ぶ」と回答した方の割合が高くなっています。
- ・ 福祉や健康に関する情報の入手先としては、「広報もりおか」と回答した方の割合が高いほか、「インターネット」と回答した方が増加傾向となっています。
- ・ 地域福祉を充実させていくうえでの、住民と行政の関係については、「協力し合い、ともに取り組むべき」と回答した割合が高くなっています。
- ・ 地域福祉計画の取り組みの評価では、「地域における災害時の体制整備」、「生活環境の整備」、「福祉サービスの充実」、「福祉に関する相談体制の充実」について、取り組みが進んだと回答した方の割合が高く、「地域における雪かきの推進」、「事業者との協働」、「世代間交流」について、取り組みが進んだと回答した方の割合が低くなっています。
- ・ 地域福祉を充実させるための重要な取り組みについては、「生活環境の整備」、「福祉サービスの充実」、「地域における災害時の体制整備」、「福祉に関する相談体制の整備」と回答した方の割合が高くなっています。

結果概要（市民(中学生・高校生等 12 歳以上 18 歳以下)）

■ 回答者の属性

- ・同居家族について、「兄妹姉妹」と回答した方の割合が減少傾向となっています。
- ・近所の大人との付き合いは、「たまに話をする」、「あいさつ程度はする」と回答した方の割合が高い傾向となっています。

■ 地域社会について

- ・地域活動への参加意向では、「祭り」と回答した方の割合が高くなっています。
- ・近所で困っている家があった場合、手助けできることについては、「玄関前の掃除や除雪」と回答した割合が8割と高いほか、「安否確認の声かけ」、「話し相手」、「ごみ出し」など他の項目でも、回答する方の割合が6割から7割と全体的に高い傾向となっています。

■ ボランティア活動について

- ・参加したことがあるボランティア活動として、「清掃・美化、ごみ・リサイクル」、「子ども会活動や子どもの遊び相手」と回答した方の割合が高くなっています。
- ・参加してみたいボランティア活動として、「祭りやイベントの手伝い」、「募金活動」と回答した方の割合が高くなっています。
- ・誰とボランティアを一緒に活動したかについては、「学校で」と回答した方の割合が6割と高くなっているほか、「友達と」、「グループ・団体で」と回答した方の割合が高い傾向となっています。
- ・ボランティア活動のきっかけとして、「学校の活動」と回答した方の割合が高くなっています。
- ・ボランティア活動に参加したことがない（参加したくない）理由は、「時間がない」、「きっかけがない」と回答した方の割合が高くなっています。

■ 地域福祉のあり方について

- ・誰もが住み慣れた地域社会で安心して生活するために必要なことについては、「あいさつから始まる近所付き合い」と回答した方の割合が高い傾向となっています。

結果概要（団体(ボランティア団体・保健福祉分野で活動するNPO・地区福祉推進会等)）

■ 基本属性について

- ・メンバーの平均年齢は、「50～60 歳代」と回答する団体の割合がもっとも高く、「20 歳代以下」「30～40 歳代」と回答した団体の割合は、前回調査より高くなっています。
- ・現在の主な活動資金については、「会員の会費」と回答した団体の割合が 7 割、「市などからの補助金・助成金」と回答した団体の割合が 6 割と高くなっています。
- ・活動資金を得るのに将来的によいと思う方法については、「市などからの補助金・助成金」、「会員の会費」と回答した団体の割合が 4 割を超え高くなっています。
- ・活動の P R，メンバー・ボランティアの募集等の方法については、「団体独自の機関誌・パンフレットなどを発行」、「インターネットのホームページ情報発信」と回答した団体の割合が高くなっています。

■ 活動について

- ・他の団体などとの交流や協力関係については、「社会福祉協議会」、「市役所」、「ボランティア団体」と回答した団体の割合が 4 割を超えているほか、「特に関係はない」と回答した団体の割合は 1 割にとどまっています。
- ・活動を行ううえで困っていることについては、「メンバーが不足している」、「活動資金の調達に苦労している」と回答した団体の割合が高くなっています。
- ・町内会など地域での福祉活動については、「イベントなどを通じた交流活動」と回答した団体の割合が 2 割を超えている一方で、「特に地域に関わる活動をしていない」と回答した団体の割合は 1.5 割を超えています。
- ・行っている地域福祉活動の形態については、「無償で行っている」と回答した団体の割合が 6 割と高くなっています。
- ・地域活動を行う場合の望ましい形態については、「無償で行う」と回答した団体の割合が 2.3 割にとどまっています。

■ 今後の活動以降・要望について

- ・誰もが住みなれた地域で安心して暮らすことができる地域づくりを進めるために必要なことについては、「他の団体や関係機関との交流の機会を持つ」、「町内会など、地域団体と連携して、活動の場を広げる」と回答した団体の割合が高くなっています。

【平成 30 年度（2018 年度）】

時期	会議の名称等	備考
平成 30 年 5 月	盛岡市社会福祉審議会 第 1 回地域福祉専門分科会	

【令和元年度（2019 年度）】

時期	会議の名称等	備考
令和元年 5 月	盛岡市社会福祉審議会 第 1 回地域福祉専門分科会	
令和 2 年 1 月	政策形成推進会議	
令和 2 年 1 月	玉山地域振興会議	
令和 2 年 2 月	盛岡市民生児童委員定例会長会	
令和 2 年 2 月	盛岡市議会教育福祉常任委員会	
令和 2 年 2 月～3 月	パブリックコメント	
令和 2 年 2 月	地域福祉推進フォーラム 地域福祉人材育成成果発表会	
令和 2 年 3 月	庁議	
令和 2 年 3 月	盛岡市社会福祉審議会 第 2 回地域福祉専門分科会	

盛岡市社会福祉審議会地域福祉専門分科会 委員名簿

委員氏名	所属団体	備考
小笠原 久美子	公募委員	
加 藤 彰	盛岡市社会福祉協議会	会長職務代理者
菅 野 道 生	岩手県立大学	会長
小枝指 好 夫	盛岡市町内会連合会	
齋 藤 勲	玉山地域自治会連絡協議会	
菅 原 隆 浩	盛岡市老人福祉施設連絡協議会	
鈴 木 寛 隆	盛岡市PTA連合会	
高 橋 紀 夫	盛岡市地区福祉推進會会長連絡会	
浅 沼 よし子	盛岡市民生児童委員連絡協議会	
平 賀 チヨ子	盛岡市身体障害者協議会	
藤 代 真由美	うさとら kids	
武 蔵 文 武	盛岡市ボランティア連絡協議会	

(敬称略，令和2年（2020年）3月30日現在）

(任期 平成29年（2017年）4月1日から令和2年（2020年）3月31日）

用語解説

かいごしえん 介護支援センター	地域包括支援センターの機能のうち、高齢者の初期相談窓口を担うセンターであり、地域包括支援センターへつなぐ役割をもつ。
かいごしえんせんもんいん 介護支援専門員	ケアマネジャーともいう。要介護者又は要支援者からの相談に応じ、その心身の状況や本人・家族の希望などを踏まえた上で、適切な介護サービスが利用できるよう、市町村及び在宅介護サービス事業者、介護保険施設などとの連絡調整を行う者で、都道府県知事の証明書の交付を受けたもの
かいごほけんじぎょうけいかく 介護保険事業計画	介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画

ケアマネジメント	要援護者やその家族が社会生活を送る上で困っている生活上での問題と、地域に散在しているさまざまな社会資源（サービス提供者）とを結びつける方法，機能
けんこう 健康 2 1 プラン	市民一人一人が自らの生活習慣を改善し，健康づくりに積極的に取組，健康寿命を延伸することを目指した 2 1 世紀の健康づくり計画
けんりようご 権利擁護	自己の権利を表明することが困難な寝たきりの高齢者や認知症高齢者，障がい者の権利擁護やニーズ表明を支援し代弁すること。
こうれいしゃほけんふくしけいかく 高齢者保健福祉計画	介護保険事業計画の内容を包含するものとして作成し，高齢者の政策全般にわたる計画。介護保険事業計画との調和が保たれたものであることが求められるので，両計画を一体的に策定する場合もある。
さいいじょうせ た いりいけいちようさ 65歳以上世帯類型調査	65 歳以上の者を含む高齢者世帯を対象として，世帯類型の調査を通じ，高齢者世帯の実態調査と災害時要援護者の把握等を目的に毎年 6 月に民生委員を調査員として，実施している調査
こ こそだ し えんじぎょうけいかく 子ども・子育て支援事業計画	子ども・子育て支援法に基づき，子ども及びその保護者に必要な子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援について，総合的に定める計画
コミュニティ・ソーシャルワーク	ひとりの生活を課題解決するために，地域において生活上の課題を抱える個人や家族に対する個別支援（ケースワーク）だけでなく，それらの人々が暮らす生活環境の整備や住民の組織化等の地域支援をチームアプローチによって統合的に展開する活動
さいはんぼう しすいしんけいかく 再犯防止推進計画	平成 28 年 12 月，「再犯の防止等の推進に関する法律」が成立・施行され，平成 29 年 12 月に「再犯防止推進計画」を閣議決定している。再犯防止推進計画は，犯罪をした者等が，円滑に社会の一員として復帰することができるようにすることで，国民が犯罪による被害を受けることを防止し，安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与することを目的としている。
じ せだいいくせいし えんたいさくすいしんこうどうけいかく 次世代育成支援対策推進行動計画	次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ，育成される社会の形成に資することを目的とする行動計画
じじょ きょうじょ こうじょ 自助，共助，公助	個人や家族が自ら達成・解決できることは個人・家族が行い（自助），個人・家族では達成・解決困難なことや非効率なことを地域社会といった小さな単位が行い（共助），さらに，地域社会のような小さな単位では達成・解決困難なことや非効率なことを市町村，都道府県，国といった大きな単位（公助）が順に補完して問題解決を図ること
しょう しゃふくしけいかく 障がい者福祉計画	障がい者のための施策の基本的な計画で，障害者基本法第 11 条に基づくもの。国，都道府県，市町村にそれぞれ策定が義務付けられてい

	る。
せいねんこうけんせいど 成年後見制度	認知症，知的障がい，精神障がいなどの理由で判断能力の不十分な人にとって，不動産や預貯金などの財産を管理したり，身のまわりの世話のために介護などのサービスや施設への入所に関する契約を結んだり，遺産分割の協議をしたりする必要があるとしても，自分でこれらのことをするのが難しい場合があり，このような判断能力の不十分な人を保護し，支援するのが制度で，大きく分けると，法定後見制度と任意後見制度の2つがある。 なお，法定後見制度は，「後見」「保佐」「補助」の3つに分かれており，判断能力の程度など本人の事情に応じて制度を選べるようになっている。
ソーシャルインクルージョン	しゃかいできほうせつ 社会的包摂ともいう。誰もが，住み慣れた地域で，年齢や性別にかかわらず，障がいのある人もない人も，お互いの個性や尊厳を認め合い，支え合いながら共に生活するという考え方
だいさんしゃひょうか 第三者評価	事業者の提供するサービスの質を当事者（事業者及び利用者）以外の公正・中立な第三者機関が，専門的かつ客観的な立場から評価すること。
ちいきじさつたいきくけいかく 地域自殺対策計画	平成 28 年に改正された自殺対策基本法第 13 条に基づき，都道府県及び市町村は，自殺総合対策大綱及び地域の実情等を勘案して，地域自殺対策計画の策定が義務付けられている。
ちいき 地域トータルケアシステム	地域包括ケアシステムの考え方を高齢者に限定せずに障がい者や子どもなども含めて幅広くとらえたもの
ちいきふくし 地域福祉	共に生きるまちづくりの精神を発揮し，人々が手を携えて，生活の拠点である地域に根ざして助け合い，誰もがその人らしい安心で充実した生活が送れるような地域社会を基盤とした福祉
ちいきふくし 地域福祉コーディネーター	コミュニティ・ソーシャルワーカー（CSW）ともいう。コミュニティ・ソーシャルワーク実践を担う専門職
ちいきほうかつ 地域包括ケアシステム	高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的の下で，可能な限り住み慣れた地域で，自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう地域の包括的な支援・サービスを提供する体制
ちいきほうかつしえん 地域包括支援センター	介護予防支援事業，総合相談支援事業，高齢者虐待防止・権利擁護事業，包括的継続的支援事業の 4 つの事業を一体的に実施する施設で，高齢者の総合相談窓口となるもの

ちくふくしすいしんかい 地区福祉推進会	地区の特性に応じた福祉活動の活発化及び福祉事業の充実発展のため、市内全域を対象に 32 の地区福祉推進会が組織されている。団体の要件には、町内会等の住民組織で構成されていること、地域福祉の増進に資する事業を行うこと等がある。
にちじょうせいかつじりつしえんじぎょう 日常生活自立支援事業	認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等のうち判断能力が不十分な人が地域において自立した生活が送れるよう、都道府県・指定都市社会福祉協議会が利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助等を行う事業
ノーマライゼーション	障がい者を一般社会から隔離及び排除することなく、社会全体が障がい者自身の人格を尊重して、障がい者が一般社会に普通に参加する機会を拡大して、障がいの有無に関係なく平等に生きようとする運動
バリアフリー	障がいのある人が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去するという意味。もともとは建築用語で、建物内の段差の解消など物理的障壁の除去という意味であるが、より広く、高齢者や障がいのある人等の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的な全ての障壁の除去という意味でも用いられる。
ふくし 福祉コミュニティ	地域で援護を必要とする人やその家族が、住み慣れた地域で通常の生活を続けることができるように、地域住民が自発的に援助を行う相互に結び付いた地域社会
ふくし 福祉サービス	第一種・第二種社会福祉事業のことで、子ども・障がい者・高齢者などを対象としており、大きく施設福祉サービス（特別養護老人ホーム、身体・知的・精神障害者更生施設、児童養護施設など）と在宅福祉サービス（ホームヘルプサービス、デイサービス、ショートステイなど）二つに分けられる。
ボランティアコーディネーター	ボランティア活動を推進する中核的機関（ボランティアセンター等）、団体（住民参加団体、社会教育施設、企業社会貢献推進室、学校等）、社会福祉施設において、ボランティア活動推進のための企画、情報収集・提供、相談・支援、研修、調査研究、連絡調整、活動プログラム開発などを総合的に行う専門職。ボランティア活動を「したい人」と「してほしい人」とを結ぶパイプ役であり調整役
ユニバーサルデザイン	障がいの有無、年齢、性別、国籍、人種等にかかわらず多様な人々が、気持ちよく使えるようにあらかじめ都市や生活環境を計画する考え方で、できるだけ多くの人々が利用可能であるように製品、建物、空間をデザインすること
ワーク・ライフ・バランス	仕事と生活の調和ともいう。働く全ての人が、「仕事」と育児や介護趣味や学習、地域活動などの「仕事以外の活動」との調和を図り、その両方を実現させる働き方・生き方

ワークショップ	論議など一方的な知識伝達のスタイルではなく、参加者が自ら参加・体験し、グループの相互作用の中で何かを学びあったり創り出したりする双方向的な学びと創造のスタイル
---------	---

第2期盛岡市地域福祉計画中間年度見直し
共に支え合い，誰もが安心して暮らせる地域社会の実現

令和2年3月

発 行 盛岡市保健福祉部地域福祉課
T E L 019-651-4111(代表)
ホームページ <http://www.city.morioka.iwate.jp>